

第14日目（3月19日）（月曜日）

議事日程

第 1 町政に対する一般質問

第14日目（3月19日）（月曜日）

1. 出席議員

1番	城 後	光	2番	横 山	聖 代
3番	三 石	孝	4番	北 村	清 美
5番	脇 坂	正 孝	6番	百 武	辰 美
7番	中 尾	尊 行	8番	石 峰	実
9番	尾 上	和 孝	10番	川 田	保 則
11番	太 田	一 彦	12番	堀 池	主 男
13番	藤 川	法 男	14番	今 井	泰 照

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 主任書記 伊 東 晶 子

4. 説明のため出席した者

町 長	一 瀬 政 太	副 町 長	松 下 幸 人
総 務 課 長	村 川 浩 記	商工振興課長	澤 田 健 一
企画財政課長	前 川 芳 徳	税 務 課 長	朝 長 哲 也
住民福祉課長	山 口 博 道	健康推進課長	本 山 征一郎
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長	朝 長 義 之	建 設 課 長	楠 本 和 弘
水 道 課 長	堀 池 浩	会計管理者兼 会計課長	諸 隈 三恵子
教 育 長	中 嶋 健 蔵	教 育 次 長	福 田 博 治
給食センター所長	林 田 孝 行	総 務 課 長 総務班係長	松 添 博
企 画 財 政 課 財 政 管 財 係 長	坂 本 昌 俊		

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成30年第1回波佐見町議会定例会第14日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（今井泰照君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。

これから、通告に従い、順次発言を許します。

11番 太田一彦議員。

○11番（太田一彦君）

皆さん、おはようございます。

私は、今回の一般質問につきましては、よいこと、喜ばしいこと、わくわくするようなことに関しての問題と、その一方で、非常に残念なこと、ショッキングなこと、嫌な気持ちにさせることに関しての質問をしたいと思います。

町民の皆さんにとりましても、関心の高い問題、課題とっております。誠実で真摯な御答弁と対応を期待して、質問に入りたいと思います。

二つあります。

1番、ふるさと納税について。

(1) 本町のふるさと納税の寄附額が大幅に伸びています。平成28年度の約4,580万から平成29年度は1月10日現在約4億5,500万に増えているということですが、その要因、理由についてお伺いします。また、今後どのように取り組んでいかれるのかもあわせてお尋ねします。

(2) これらの寄附はどのように活用されるのかをお伺いします。

(3) こうした経過、成果を踏まえて、今後本町の他の業務等にどのように生かせるかを調査研究していくべきと思いますが、どう思われますか。

次に、2番、綱紀粛正について。

(1) 昨年12月9日、本町職員が官製談合で逮捕されました。これを踏まえて職員等にど

のような注意、指導をしていらっしゃるのか、また、入札業者に対して適切なつき合い方等についてどのような指導、監督を行っているのかをお尋ねします。

(2) 過去にも本町職員の不祥事が数回起きております。そのたびに「二度とこのようなことがないように綱紀肅正を図っていく」と謝罪されておりますが、現実には効果が出ているとは言えません。今後どのように改めていかれるのかをお尋ねします。

(3) 町は、今年2月19日付で、今回の官製談合防止違反の罪で起訴された職員に対し、懲戒免職処分とされました。それは2月15日に開かれた初公判で起訴内容を認めたためであります。一方、監督責任として、町長を減給20%1カ月、副町長と当時の担当課長を減給10%同じく1カ月と決められましたが、妥当性はあると言えるのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

11番 太田議員の御質問にお答えいたします。

まず、ふるさと納税について、平成28年度から大幅に増えている要因は何か、また、今後どのように取り組んでいくのかという御質問ですが、報道等で皆様既に御承知のとおり、本年度の本町へのふるさとづくり応援寄附金、いわゆるふるさと納税が急激に伸びております。ちなみに今年度の寄附額は2月末で約4億8,000万円、件数で1万2,000件となっており、寄附していただきました全国の皆様に深く感謝するとともに厚く御礼を申し上げます。

さて、お尋ねがあった寄附額の増加につきましては、大きく二つの要因があろうかと思えます。

まず一つは、寄附に対する返礼品の充実であると思えます。従来は寄附額に応じた返礼品数が四十数点で、協力事業者も十数社程度でしたが、現在の返礼品数は約360点、協力事業者も40以上になっています。このように波佐見焼を中心とした返礼品を充実することにより寄附者の選択の幅が広げられたことが大きいのではないかと思います。

そして二つ目は、インターネット上でふるさと納税を専門に扱うポータルサイトを、従来の1社から3社に広げたことです。それぞれのポータルサイトごとに閲覧者のファン層の違いがありますので、複数のサイトに載せたことにより、波佐見町のふるさと納税がより幅広く周知できたのではないかと思います。

そして、この二つの要因につながったのが、ふるさと納税の代行業務を昨年8月に東京の

大手業者から地元業者に変更したことで、地元ならではの迅速な連絡体制が整い、そして、柔軟な対応と機敏な行動が発揮されたことにより、今年度の大幅な増加につながったものと思います。

今後どのように取り組んでいくのかとお尋ねですが、自主財源に乏しい本町にあって、ふるさと納税は非常に魅力ある財源の一つであります。しかし、一方で、減収となる都市部にとっては貴重な財源の流出であることから、その非難の矛先は過度な返礼品競争を行う自治体のみならず、ふるさと納税の制度そのものへと飛び火する様相となりました。

このことから、国では返礼に対して一定の基準を示して健全な制度維持ができるような指導をしており、本町でもその方向に沿って進めてまいりたいと思います。

次に、これらの寄附額はどのように活用するのかという御質問ですが、まず、寄附金は、寄附があったその年度においては、大きく三つの項目に分けて処理しております。

一つ目は返礼品にかかわる経費、二つ目は各種事務経費、三つ目は残りを基金として積み立てて、次年度以降の事業の財源に活用するものです。

三つ目の財源としての活用法ですが、ふるさと納税の使途については、まずは寄附者の意向を最大限に尊重すべきであると感じております。

昨年9月議会の折にもお答えしましたように、波佐見町ふるさとづくり応援寄附金条例には、ふるさとを元気にする活動や伝統文化の保存整備、町並み整備、次世代を担う子供たちの健全育成など、大きく五つの項目を対象としており、寄附者にはその意向を申し込み時点で示していただいております。ただし、これらは使途の方向性を定めているもので、特定の事業に限定しているものではありませんので、できる限り寄附者の意向が反映できるような事業の財源として、かつ、ふるさと波佐見が活性化しまちづくりが進展するような事業に活用したいと考えております。

次に、こうした経過、成果を踏まえて、今後、本町の業務等にどのように生かせるかを調査研究していくべきと思うがどうかという御質問ですが、このことについては、国においてもふるさと納税のさらなる活用に向けての提案が地方自治体向けに行われております。

例えば、クラウドファンディングとして、特定の事業について事業の趣旨や内容をわかりやすく示して、ふるさと納税を募集するとか、寄附者からの意見募集や行事の案内など、寄附者との継続的なつながりへの取り組みなどです。また、一定の事業については国の支援策も講じられることとなっています。

本町でも既に旧講堂の耐震改修事業の財源としてクラウドファンディングによるふるさと納税を実施しました。波佐見高校野球部の甲子園出場支援策としての募集も行いました。

このように、ふるさと納税は、地方自治体が自ら財源を確保し地域の活性化に向けたさまざまな政策を実現する手段として重要な役割を果たす制度であります。

今後、限られた一般財源の中ではすぐには取り組みにくい事業などで、地域活性化、まちづくり、子育て支援など、波佐見町創生につながるものに対して有効活用ができるように常に考えておくことが重要だと認識しています。

次に、綱紀肅正について、昨年12月9日、本町職員が官製談合で逮捕されたことで職員等にどのような注意、指導をしているのか、また、入札業者に対しての適切な付き合い方等についてどのような指導、監督を行っているのかという質問、過去にも本町職員の不祥事が数回起きている、そのたびに「二度とこのようなことがないように綱紀肅正を図っていく」と謝罪をされたが効果が出ているとは言えない、今後どのように改めていくのかという御質問ですが、今回の職員の不祥事が発生したことに関しては、私としましても青天の霹靂というべき予想にもしなかつた出来事でありまして、これまでも職員に訓示する機会がある場合は、襟を正して事に臨むようにと注意喚起をしていたところであります。

12月の事件発生後は、11日に全職員を対象とした朝礼を行い、判明している事実報告と綱紀の肅正と同時に業務に関しては士気が下がらないように促しました。また、18日には改めて管理職員を通じ文書で通達を出し、管理監督の地位にある者は自らの姿勢を正して部下の指導に当たり、職員の服務規律の確保と主旨の徹底を命じたところです。

入札業者に関しては、現在は起工をする事業課と入札と契約まで行う担当課は区分されており、入札指名後から入札までは工事に関する質問・回答を含め、極力接触がないように努めております。

その他の場合では、当然、業務における打ち合わせ等で業者と接触する機会があります。また、業務外においては、職員にも常日ごろから地域貢献、社会貢献を促しているわけですから、同じ用務に携わることはあると思います。そのような場合においては、職員の倫理観がどこまで強く保たれているかが問われることとなりますので、私ども管理監督者としては倫理観が保てるように日ごろから促していく以外にないと考えています。

3番目に、町は今年の2月19日で起訴された職員に対し懲戒処分とした。一方、監督責任として、町長を減給20%1カ月、副町長と当時の担当課長を減給10%同じく1カ月と決めら

れたが、妥当性はあると言えるのかという御質問ですが、今回の事件に対しては、事件の真相について職員から一切聴取できなかったため、懲戒処分の審査も行うことができませんでした。2月15日の公判において、事件の内容と本人の事実認定ができたことを受け、処分の審査を行いました。その結果を受けて、懲戒処分としては最も重い処分としたところですが、今回のような事態に至った経過等を考慮すれば、当然、私を含む監督的立場にある職員としての責任も問われると判断し、減給の処分をいたしました。

その妥当性についての質問ですが、職員の懲戒処分に関しては、まず国家公務員においては人事院が規定している懲戒処分の指針があり、これに準じ、波佐見町職員懲戒処分等基準要綱を設けています。その中に、管理監督者の処分が規定され、職員が免職処分のときは戒告または減給の処分とすることができるとなっており、今回は事件の重要性に鑑み減給としました。

また、10%の根拠につきましては、「職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」第3条に、減給は1カ月以上6カ月以下、給料に対する10分の1以下を減ずるものとする規定がありますので、これを適用しています。

なお、これらの規定は職員に対するものであり、処分を行うべき任命権者たる町長は条例の適用に該当しないと判断し、自らを律するためにこれらの基準と近年の他団体の処分事例等を参考に20%としたもので、妥当性はあると考えています。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

それでは、最初に再質問させていただきますが、2番のほうから、綱紀肅正についてのほうから質問をさせていただきたいと思います。

これにつきましては、冒頭、この議会、3月6日から始まりましたが、町長の施政方針の後に議会も決議をいたしまして、今回の官製談合再発防止に関する決議というのを議会もしたところでございます。それにより、今回の事件の究明と再発防止を早急に取りまとめて、一日も早い信頼回復をされるよう強く求めたところでございます。

さて、今、答弁がありましたけれども、このような事件が起こるということが、本当に私たちにとりましても、寝耳に水というか、本当にびっくりしたところでございますが、今ありましたけれども、当時の、まず、上司や同僚は全く気づいていなかったのか。そういうことは聞かれたのかどうか、その辺も含めてお聞きしたいと思います。

というのが、これは裁判の中で元職員が言ってますけども、平成25年から平成27年にかけて、11件の入札に関する事で情報漏洩をしております。ということは、ふだんから飲んだりゴルフだったり釣りだったり、それから家族ぐるみで、しかも親友だったということだったんですね。こういうことを上司や同僚は全く気づいてなかったのか。聞いてなかったのか。あるいはそういう場に同席をしたりとかということがなかったのかどうか、そういうことについては職員の方たちに、今いらっしゃる方たちに聴取されたのかどうか。そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

今の御指摘の件なんですけれども、当時の担当課長に我々も聞きました。そしたら、やはり、そのようなことはわからなかったと。もしそういうことがわかれば事前に注意なりしたことであろうというようなことでありましたけども、プライベートなところでありまして、また、他町から通勤しておったということで、町内であればいろいろ目につくこともあるでしょうけども、他町からということもあって、ましてやプライベートなこともあったということで、承知していなかったということをおっしゃいます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

確認ですけども、この逮捕された事件については平成29年12月9日のことなんですけども、平成25年から平成27年の11件というのは、執行部としてはその11件についてつかんでらっしゃるのか。あるいはまた、4件落札されてますよね。これについても把握されているのかどうか。

まず、平成25年の何月ぐらいから平成27年の何月ぐらいまでのことだったのかというのは承知されてるのかどうかをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

11件の事案についての情報の漏洩があつて、そのうち4件の落札があつたという事実の確認につきましては、2月15日に公判があつたわけですが、その公判の中での情報の確認だけにとどまっております、あの中でもその11件が25年の何月から27年の何月までに行われたかということは定かになっておりませんし、私どもとしましてもその11件の中身あるいは落

札した4件の中身についてはつかんでおりません。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

事実確認がなかなか難しいというところもありますが、これを受けて、町長の施政方針の中で、今回の事件を教訓に、今後このような事件を絶対なくすとの強い決意のもと、再発防止に向けて、12月25日に副町長を委員長とし全管理職を委員とする官製談合再発防止検討委員会を設置し、対策協議を進めているというところですが、これ、あわせて職員倫理規定を5月ぐらいをめどに策定するということですが、この官製談合再発防止検討委員会というのはその後何回開かれたのかをお教えてください。そしてまた、この倫理規定等についての進捗状況等についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

官製談合再発防止検討委員会につきましては、既に5回の開催をいたしております。現在のところまで、現状がどうだったのかとかそういったところの分析等を行っております、次の対応策についての具体的な項目を挙げるべく研究をしているところでございます。

また、倫理規定につきましても、これも最初は倫理規定そのものは個別に考える予定で準備をし検討をしたところですが、やはり官製談合の再発防止等は別には考えられないということで、倫理規定そのものも談合防止のほうの検討委員会の中であわせて検討をしていったほうが良いということで検討をしております、現在のところまでの進捗は、倫理規定につきましてはおおむね形はできてはおりますが、その形が適当なのか、あるいは具体的な項目等を掲げる必要はないのかとか、そういったところまでの研究に至っているところでございます。

冒頭申し上げたとおりでございます、今年のできるだけ5月中までには形をつくって早く職員に周知徹底なりをしなくてはいけないということで考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

過去にも数回不祥事が起こると申し上げましたけども、それをさかのぼってみますと、平成25年、これは2月4日に長崎地方検察庁佐世保支部に書類送検された事例です。これは当時の教育次長が起こした事件なんです、これは不起訴処分になりまして、そのときも、

「今後はこのような事件を二度と起こさないよう職員一丸となって襟を正し、全体の奉仕者として信頼回復のためになお一層の精進を重ねてまいる所存であります」と、同じような文章で締めてらっしゃいます。

そしてまた、平成23年には、長崎県青少年保護育成条例違反で逮捕された職員が本町に出ました。そのとき11月14日でございましたけども、このときはこの職員は懲戒免職処分となっております。

特に、平成25年に不祥事が起こったわけですね。で、平成25年といえば、この事件が一番最初に起こったのが平成25年。つまり、襟を正して綱紀肅正をしますよとって全職員に促した当時から始まっている可能性がある。あるいはもう既に不正の手を染めてるかもしれないということなんですね。

だから、さかのぼってみますと、平成25年には職員の不祥事があったにもかかわらず、建設課の元職員はもう既にこの情報漏洩をやっていた可能性がある。これ、重く受けとめなきゃいけないんですよ。今、現在も不正、不祥事が起こってるかもしれないという立場に立って今回の事件を見なきゃいけないと私は思っていますが、その辺はいかがお思いでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

議員お説のとおり、これは我々も本当に深刻な問題として受けとめておるわけでございます。

当時、あれは23年から25年にかけてこういった問題が起きて、口を酸っぱくして職員には事あるごとに綱紀肅正、襟を正してということをおっしゃったわけですけども、しかしそれがかなえられなかったということに対しては非常に責任を重く感じておるところでございます。

やはり、職員を信じるのが、これはもう一番の、上司としては大事なことであります。それを裏切られたという思いであります。このことに対しても、非常にせつなく悲しく思うところがあります。

先ほども町長答弁ありましたように、絶対今後はこういう問題で同じような事件を起こさないというような強い決心の中で、相当な覚悟を持ってこれに対しては対処してまいりたいというふうに決意を新たにしているところでございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

そこで、今回、官製談合再発防止検討委員会を設置され、官製談合再発防止対策委員会の中で倫理規定等を決められると。決められることは結構でございますが、それは文章だけであって、現実的にどういうことを職員の方に促し、それをまた、こういうことをちゃんと伝えてると、あるいはもう機会があればぜひ聞き取り調査等もしていただきたいと私は思うんですよ。アンケートなり何なり。

そういうものをしていただいて、議会にも報告をしていただくということを約束していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

これは、ほとんどの職員が意識をしてる。そして、今回犯した者も、それを意図的にしたことじゃなく罪と思ってない。そういうことからの始まりじゃないかなというふうなことで、常日ごろから、何か波佐見町でなくてもよその市町村であったときには必ず「うちには絶対こういうことがないように」と、朝礼等で何回となく言ってきておるわけですね。だから、ほとんどそれはまともに受けとめていただいと、そう信じてるわけです。

そういう中でこういうことが起こったということで、本当に悔しくてならないわけですけども、これだけの職員をまずは信じる。疑っては仕事は任せられない。そういう中で、これは一人一人の顔と意識が違うわけですので、これをどうして管理をきちっとして、絶対できないというような、それがあればみんなはそういうことができるわけですけども、やはりある面ではそれぞれの人間性を尊重しながら職員の職務を全うしていただいて、そしてその中で一人一人が意識を高く持っていくというようなやり方で、この前の3月の朝礼のときもそのようなことを職員には申し上げております。

だから、何か自分自身が変だなとか、ちょっとした「これでいいのかな」というようなときには、必ず上司もしくは同僚にお互いに相談をし合える、そういうコミュニケーションを図っていかないとかなというふうなことも、十分話はほとんどの人は通じているというふうに思っております。

そういうことで、本人の意識のちょっと欠けたところがそういうことの中でこのような事件が発生したんじゃないかなというふうに思っておりますし、なお一層気を引き締めて取り

組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

議会の中の決議文でも、今回の不祥事が発生した最大の原因としては、元職員の公務員としての倫理意識の欠如が考えられるというふうに私たちも言っております。

ただ、こうした事態を未然に防ぐことができなかった組織及び業務体制等が抱える問題点等についても、これは十分検証をしていただきたいと。そしてまた、このことについて、繰り返しになりますけども、こういうことを調査してるとか注意もしたというところも、逐一、議会にも報告をしていただきたいと私は思います。

とにかく今回は重く捉えて、二度と絶対に起こさないという意識を、本当にしつこいように植えつけていただきたいなと私は思いますけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

もちろん議員おっしゃるとおり、こういうことを絶対なくすというかたい決意のもと、我々は職員を指導してまいります。

この職員の倫理が欠如してる、これは公務員としてではなく、その前の人間として、これは絶対こういうことをやっていけないわけですから、それは当然本人もわかっているはずですよ。懲戒免職処分となれば全く退職金も出ませんし、今までの二十数年仕事をしてきた、その業績も全くゼロになってしまうわけですよ。社会的な制裁も受けますし。

だから、こういうことは人として知ってるというふうに思いますし、その職員の倫理規定を、今、現在検討しておるわけですけども、余り細かくやっていけば、職員に対しては積極的に地域の中に溶け込んでいって地域の活性化、地域の浮揚のために一社会人としてやっていきなさいというような指導をしていく中で、もちろんそこには利害関係のある業者の会社員の方、あるいは役員の方もいらっしゃるわけですよ。仕事以外でそういったことは十分あり得ると思いますので、ここは我々指導していきますけれども、一人一人の職員の倫理に訴えるしかないというふうに思っております。

それを応用する意味で、逆に地域の中に溶け込んでいかない、そういうことが起こらないように、そこはやっていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

今後の倫理規定等の策定とこれを遵守する方法を模索していただきたいと思いますし、徹底していただきたいと思います。

次に、今回のこの事件に対しての元職員は懲戒免職処分となりました。一方で、監督責任として、町長が減給20% 1カ月、副町長と当時の担当課長を減給10% 1カ月というふうになりましたけども、まず、これの決定される委員会で懲罰委員会というのがありますけども、この懲罰委員会について説明をお願いします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

懲罰委員会というふうな名称ではなくて、本来は「波佐見町職員の懲戒処分等審査会に関する規定」というのがございます。

この審査会に関しましては、そういった事例が出てきた場合につきましては、まず、担当課長のほうから懲戒等の事由発生報告書というものを上げていただきます。これについては、事案の発生がいつごろだったのか、当事者が誰だったのか、あるいは事案の発生状況がどんなものであったのか、それから、事案のそういった事実を把握した方法がどのような方法で把握したのか、そういった具体的な内容についてのいわゆる現実の実態についてを課長から上げていただくということになっています。当事者が課長である場合についてはその上司がするということになりますが、その報告書を上げていただいた後に、副町長を筆頭にその審査会をします。

審査会の委員そのものは副町長が指名をするということになっておりまして、今回の場合は副町長が指名した教育長とそれから総務課長の3人で行ったというものでございます。

その審査会でそういった事実関係を審査をします。そして、その事実がどのようなものであったのか、それからその事実そのものが法律等々に違反するどのような重みがあったのかというふうなものを審査をいたします。その審査の結果をもとに懲戒処分の量定を審査をして決定をしていくということになります。

その量定を決定をした後、それを町長に報告をしまして、最終的にはその審査会の内容をもとに本人の懲戒処分をどうするかを決定をするということになっております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

審査会という名前だったということで、私も知らなかったんですけど、議運の折にこの件はちょっと議論になったんですけど、審査会のメンバーが、今回、副町長、教育長、総務課長の3名の方ということなんですけど、ここが違和感があるのは、副町長本人の処分を副町長が委員としていらっしゃる中で決定するのはいかがなものかというふうに思うんですけど、これはおかしくないんでしょうか。そこは退席した上で別の方を入れるなり、もう少し違うメンバーで検討すべきじゃないのかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

この「波佐見町職員の懲戒処分等審査会に関する規定」の中では、先ほど総務課長も答弁しましたとおりの内容でありますので、この規定に基づいて審査をしたと。

最終的な決定は町長が行うんですね。だから、罪を犯した本人の審査はもちろんしますが、監督責任としてのその審査員の中に当然私はおるわけですので、それに関しても他のそういった事例等を参考にしながらこの程度ではないかなということ、適正じゃないかということで町長に報告し、最終的には町長がそれを判断をするというところでございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

なかなかまだじっくりこないんですけども、もう一つは、当時の担当課長も減給10%。これの理由が、今、再任用でいらっしゃると。もし再任用じゃなくて退職していらっしゃった場合は罪に問われないといいますか、この減給はしないということなんですけど、私もここもまた違和感があるんですね。

当時いたならば、しっかりその分はいただくといいますか、減給するという形をやっぱりしっかりしないといけないんじゃないのかなと。あるいは、現在勤めてらっしゃらなければ罪に問わないよというような感じがするので、ここはいかがなもののかなと。これはどういう基準でされてるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

処分の対象といたしました当時の担当課長、現在といいますか、今回の審査をする段階で、いわゆる再任用ではありましたが職員という身分がありました。あった以上はその時点で処分をしたということですが、もしなければしなかったのかということであれば、なけ

ればこれはできないんですね。身分がない者の処分をすることはできないということになりますので、身分があったので処分をしました。ない場合はできないということになると考えています。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

もう一つそこは深く聞きたいんですけど、本当に損害金額等がある程度確定した金額があった場合でも職員じゃなかったら罪に問われない、そこまで及ばないということなんですか。その辺はいかがなんでしょうかね。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

そのとおりです。おっしゃるとおりです。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

綱紀肅正については今後も議会としても十分執行部の報告を聞きながらチェックをしてまいりますし、町民の皆さんにちゃんと襟を正してこういう形になりましたと言えるように倫理規定も策定していただき、それを遵守していただきたいと思います。

次に、ふるさと納税についてに移りたいと思います。

今、直近で、ふるさと納税の金額、今、一番最新の情報でわかってる金額をお知らせいただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

29年度のふるさとづくり応援寄附金、いわゆるふるさと納税につきましては、3月15日付で件数にいたしまして1万2,514件、これは申込件数でございますけれども、それから、寄附の申込額が約5億、5億を突破したというところでございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

すごいですね。先ほど答弁で申された理由、要因についてプラスアルファしたいのが、やはり何といっても波佐見焼の知名度アップ、認知度アップが挙げられると私は思います。

これにつきましては、東京ドームテーブルウェア・フェスティバルをはじめ、町内外での

官民一体となった取り組みが功を奏した、果実となってこういう形ですばらしい結果になったのではないかなと思います。すばらしいという表現がいいのかどうかはわからないんですけども、先ほど答弁にもありましたように、自主財源の乏しい中、こういう新たな掘り起こしできたというのは非常にすばらしいことだと思います。

その中で、今回、今、わかっている範囲でいいんですが、5億の寄附額の中の返礼品の主なもの、パーセンテージで挙げられるものは挙げていただいて、どういうものがあるのかをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

おおむねの割合になってしまいますが、まず件数別に申しますと、焼き物関係は約8割、ただし金額に直しますと6割。これはどうしても1品の単価が安いといたらおかしいんですが、1万円とか2万円とかの品物が多いもんですから、件数は多くても全体的な金額の割合はどうしても6割程度となってくると。それから、肉関係が件数で約6%、ただし金額では12%ぐらいになっております。それから、地元の長崎キャノンがございますので、このカメラにつきましても取り扱いをさせていただいておりまして、件数は三、四%と低うございませうけれども、金額の割合としては20%を超えていると。どうしても一つの単価が高うございませうので、どうしても超えているという状況でございませう。あと、その他いろいろな町内事業所から食料品であるとか波佐見で製造されたもの、あるいは由来するもの等もございませうので、そういったものが約七、八%あるというところでございませう。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

そういう返礼品の中身をお聞きしますと、やはりこれまでのいろいろな事業の果実という形でこういうような形になってるのかなと。いろいろな政策がうまくいった形で、本当に官民一体の取り組みがなされた形でこういうふうになってるというふうに思います。

一方で、私の持論では、これは知名度、認知度アップが要因だと思ってるんですが、実は3月の2、3、4で吉祥寺でのイベントを行っております。このイベントで、意外と波佐見焼が認知されてるのかと思いきやそうではなかったと思うんですけども、その辺の実態はどうだったかをお尋ねしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、吉祥寺でのイベントの反応については商工振興課長のほうから答弁があるかと思えますけれども、寄附者からの御意見もいただくようにうちのシステムではなっておりまして、その中には、波佐見焼というものを初めて知りましたというお声が結構多いんです。実は。実は多いんです。

そういった中で、本当にすてきな商品を提供してくれる波佐見焼を今後ますます応援したいと思えますという意見もあわせていただいておりますので、東京ドームのテーブルウェア・フェスティバル等でかなり知名度は上がっているといっても、まだ日本全国には波佐見焼を知らない方がたくさんいらっしゃるということで、まだそこら辺はこの制度として活用していく余地はたくさんあるのかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

3月2、3、4で吉祥寺のイベントを行いましたけども、そのとき12社が出展をされておりました、その12社の方それぞれにそういった、議員おっしゃるとおり、波佐見焼を初めて聞いたというような意見がかなりあったということで聞いております。全国での知名度も十五、六%といいますか、まだ20%いってませんので、そういった現象も起こり得るというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

実際、東京ドームで出展されてる方が物すごくショックを受けたと。「はさみ」と読めなかったという方が大勢いらしたということで、まだまだ伸びしろがあるなど。まだ全然、はっきり言いまして、波佐見焼って知られてないんだなということが強く感じられたイベントでありました。

これに伴って、今までも東京テーブルウェア・フェスティバルだけではなくてやきものプロ養成講座に始まりやきものファン拡大講座、波佐見焼サポーター養成講座、現在は波佐見サクセッサー養成講座ということも各地でやってらっしゃいますので、こういうことの活動も続けていく必要があるのではないかというふうに感じました。

続きまして、これらの寄附の使い道なんですけども、先ほど答弁でもありましたけども、要は施政方針の中でも町長が説明されましたが、町を元気にする事業などふるさとづくりに

資する事業の財源確保にすることなんです、私、まず、町長、毎月1回自治会長会議を開かれています。町長が就任されてからずっとなんだと思いますが、これによって波佐見町の各地域の要望というのは相当あると思います。これらの要望に対してこれまで自主財源がなかった、足りなかった、少ないということで、なかなか要望にお応えできなかったと思うんですが、まずこれらの要望を優先して、あるいは緊急で最大の効果があるところとよく言われますけれども、これらの要望等を先にやるべきじゃないかなと思うんですけれども、その辺のお考えはいかがでしょう。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

私も自治会とかいろんな会合の中では今まで皆さんの意見、要望がたくさんあったけどもどうしても財源不足で後回しになってきたというようなこと、そういうことを優先的にやるというようなことで、全ての要望は満たすことはできません。やはり緊急で重要なそういうことを今後、来年度の予算に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

本当に貴重な自主財源の確保ができましたので、ぜひ一つ一つ要望に応えていただきたいと思います。

同時に、町を元気にする事業ということですので、これからは観光業がかなり重要な位置を占めてくると思います。それに伴う整備、新たな施策といいますか、そういうものも必要になってくるでしょうし、ハード面もある程度備えなければいけないと思います。それについての今後の取り組み方について、少しお答えをいただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

今、観光客がすごく伸びてきているということで、しかしながら、受け入れ体制についてはなかなか立ちおくれているところもありますので、そういった部分を整備ができるように担当課としても頑張っていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

特に、講堂がことしの5月末で一応完成ということで、この講堂を核とした観光というの

はこれからさらに伸びていくんじゃないのかなと思いますので、これにつきましては平成30年度内にトイレも設置されるということで、観光客が増えてもそういう形で対応できるような状況ができてきていると思います。

やはり、西ノ原工房を中心とした講堂も観光のスポットになっていくと思いますので、さらにまた観光客が本当に増えてきていると。地元の商店街の方も独自で調査されてますけども、土日は1,000人以上の方たちが往来されてると。それは歩いて回ってらっしゃるということなので、陶芸の館から西ノ原のあの一带の観光に関するそれなりの適正な投資をしていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

非常に西ノ原周辺はお客様が多く来てらっしゃいますので、そういうものの整備についても検討していきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

安全対策等を重視して事故とかが起こらない形で、楽しく波佐見町を観光客の方が満喫できるようにしていただければと思います。

ふるさと納税というのは、やはり、町がどんどんいろんな形で有名になることが必要だと思います。

これは長崎新聞にも載ってましたけれども、今度長崎短大と本町が包括連携で協定締結ということなんですけど、この取り組みについて若干お知らせいただけますか。これはどういうことなんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

波佐見町の「まち・ひと・しごと総合戦略」の中にも挙げておりますが、まず人を育てる。あるいはそういった産学連携によって地方創生を推進するという取り組みの中で、やはり学校がお持ちの知見であったり、いろいろな情報であったり、若い学生の行動力、そういったものを町の行政に生かせないか。あるいはまた逆に、行政が持ち得ているいろいろな情報等を学生たちの授業といいますか、そういったものに生かせないかと。相互がお互い協力し合いながら地方創生あるいは地域活性化に結びつけるということで、今回長崎短期大学のほう

と包括連携協定を結ばせていただきまして、まずは30年度の授業といたしましては子育てに特化いたしまして、子育て・親育ちということで、まずはそういったものから取り組みながら、そういった連携の中でまだまだいろいろ可能性があるものについてはさらに広げていければなという思いでございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

こういう取り組みはまた波佐見町の魅力という形で内外に伝わっていくと思いますし、住みやすい町、波佐見町という形でこれによってまたふるさと納税にも還元されることもあると思いますので、どんどん進めていただきたいと思います。

今回の御答弁にもありましたように、職員の皆さんがやはり住民の皆さんと一体となった形で一生懸命取り組まれてる結果がふるさと納税あたりにもつながってきてる。あるいは元気な町、波佐見町という形で伝わっている。

一方で、しっかりと線引きをしなきゃいけないところがあると思います。

今回の官製談合につながるような、なあなあにつき合いみたいな形にならないように、職員として、公務員として、さっき副町長も言われましたけども、人としてしっかりとした線引きができるような人づくりを今後続けていただきたいと思いますし、ますますの波佐見町の発展を祈念して私の質問を終わりたいと思いますが、最後に町長の決意を、今回の襟を正すという形を、絶対二度と起こさない形をもう一回宣言していただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

これは何回言っても、こういうことが二度とないようなという意識は、私たちの職員の皆さん全部持っているというふうに思っております。だから、先ほども言いましたように、うちの場合でなくても常に職員の意識を高めて、そして、さっき言いました、小さなことでも「これで大丈夫かな」「こんなことしていいかな」、そういうことに問題意識を持ってやっぱり凡事徹底、些事徹底というような形の中で、意識を高めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

以上で、11番 太田一彦議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分より再開いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、1番 城後光議員。

○1番（城後 光君）

おはようございます。

3月1日から、長崎新聞において、12回に渡って「進化する波佐見」と題したこの10年間の取り組みを追った連載記事が出されました。これから本町を担う人材を育むためにも、多様な人々を生かす仕組みづくりが今後大変重要になってくると思います。

以上の観点から、各分野において人づくりというものをサブテーマと掲げまして、質問をいたします。

1、ふるさとづくり応援寄附金の活用事業について。

ふるさと納税寄附額は、今年度4億5,000万円を超え、昨年比10倍以上と大きな伸びを示しています。この結果、例年にない規模としての歳入が見込まれ、多方面で活用されることとなります。寄附者の意思に応えるためにも、町の長期的な発展に寄与する事業への活用を切に願うものです。

(1) 返礼品の多くが波佐見焼を選択されていることもあり、波佐見焼の魅力発信をさらに高めるために、波佐見焼振興会、観光協会の機能拡充が急務であります。DMO化を踏まえ、専門人材の活用のために、観光ガイドの待遇改善や職員の増員等の人件費補助に活用する考えはないのでしょうか。

(2) 平成32年度までに子育て世代包括支援センターの設置が政府より求められています。一方で、現在、町内において、行政として一元的に子育て支援に応じられる窓口はありません。発達障がいなど保護者の不安が高まっている分野にも対応が可能な専門職員を配置し、さまざまな相談に応じられる子供向けワンストップ窓口を試行的に設置する考えはないのでしょうか。

2番、事業体制の見直し状況について。

先般の定例会において、今年度中の事業見直し答弁があった案件の進捗について尋ねます。

(1) 職員の人員体制が適正かどうかを判断し、不適切な部分は見直すとのことでありました。人員体制にどんな課題があったのでしょうか。また、それを今後どのように見直す考えでしょうか。

9月に町長が、また3月に副町長が任期満了を迎えますが、組織体制は盤石なのでしょうか。

(2) 予約制乗合タクシーについて、現状を調査し運行を見直すとのことでありました。利用者動向及びニーズにどのような課題があり、見直し後の運行体制はどう変化するのでしょうか。

3番、地方創生重点プロジェクトについて。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点プロジェクトとして、これからの町を担う人材育成事業が挙げられており、コンプラプロジェクトから一般社団法人金富良舎が若手有志で設立されました。今年度は波佐見高校生とともにイベント企画運営事業、18金プロジェクトが行われており、将来を担う世代による新しいまちづくりの形を提案する役割が期待されます。

(1) これまでの経過を踏まえ、来年度の活動方針はどう展開する予定でしょうか。

(2) 波佐見高校そして小中学校との連携は、コンプラプロジェクトとしてどう展開するのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

1番 城後議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、ふるさとづくり応援寄附金の活用事業について、ふるさと納税寄附額は昨年比10倍以上と大きく伸びている。寄附者の意思に応えるためにも町の長期的な発展に寄与する事業への活用をすべきと思うが、そこで、波佐見焼の魅力発信をさらに高めるため、波佐見焼振興会、観光協会の機能拡充が急務である。DMO化を踏まえ、専門人材確保のために、観光ガイドの待遇改善、職員の増員等の人件費補助に活用する考えはないかという御質問ですが、ふるさとづくり応援寄附金、いわゆるふるさと納税の返礼品として多くの波佐見焼が選ばれていることは非常に喜ばしく、波佐見焼の売り上げ増にも一部貢献し、地域経済の好

循環にもつながっているのではないかと思う次第であります。

そのような中で、波佐見焼のブランド化や魅力発信については、波佐見焼振興会や観光協会をはじめ、関係団体とともに県、町など行政も一緒になって取り組んでいるところであります。

議員御指摘のとおり、ここ数年、波佐見焼振興会や観光協会の業務量は波佐見焼や波佐見町の認知度向上と比例して大幅に増加しており、その機能強化は喫緊の課題となっています。これまでも仕事能率向上のための事務所改善や職員の処遇改善、増員など、状況に応じて強化してきたものの、業務量に対して追いついていない状況となっています。特に、観光協会においては、将来的にDMO化を目指しており、人的補強は急務であるとの認識は十分持っておりますが、相当の費用もかかることから、観光協会とも十分に協議し、段階的に強化していきたいと考えています。

また、これら職員の増員等に伴う支援については、今後の財政状況を見ながら一般財源における検討をしてみたいと思います。

なお、ふるさとづくり応援寄附金を活用して観光協会の人的強化とのことですが、寄附金は臨時的な歳入予算であり、人件費を含む運営補助金のような経常的な経費への充当は好ましくないことから、観光協会実施の事業や環境整備等への活用についての検討を進めたいと思います。

次に、平成32年度までに子育て世代包括支援センターの設置が政府より求められている。一方で、現在町内において行政として一元的に子育て支援に応じられる窓口はない。発達障がいなど保護者の不安が高まっている分野でも対応可能な専門職員を配置し、さまざまな相談に応じられる子供向けワンストップ窓口を試行的に設置する考えはないかという御質問ですが、昨今の保育教育の現場におきましては、発達障がいや精神遅滞など他の子供たちとの関わりや協調性に問題があり、周りの環境にうまくなじめない子供たちが増え、今では約10人に1人が支援を必要とする現状があるようです。

現在子育てについての相談につきましては、一元的な窓口はありませんが、相談の内容により住民福祉課や健康推進課、または教育委員会等でそれぞれ対応している状況にあります。

その中でも、発達障がい等の子供を持ち今後の養育に不安を抱えておられる保護者からの相談については、保健師の資格を持った職員が主体的に対応し、その子に合った適切な支援が受けられるよう、関係課または関係機関と連携を密にしながら、きめ細やかな支援に努め

ているところでございます。

そのための子供向けワンストップ窓口の設置では、試行的ではあっても専門職を配置するとなると、現行組織の見直しや人員配置をどうするか等協議する時間が必要でありますので、現段階ですぐに設置というものは非常に難しいものがあります。

なお、御指摘のように、平成32年度までに子育て世代包括支援センターの設置が求められておりますので、今後、設置に向けた組織、機構等の見直しの中で、さまざまな相談が一元的に対応できるようなワンストップ窓口の設置についても十分協議してまいりたいと考えておりますし、さきの御質問にもお応えしましたとおり、その際に必要となる臨時的経費に対してはふるさと納税の活用も考えられるものと思います。

次に、事業体制の見直しについて、先般の定例会において、職員の人員体制が適正かどうかを判断し、不適切な部分は見直すとのことであったが、どのような課題があり、今後どのように見直す考えか。また、9月に町長が、また3月に副町長が任期満了を迎えるが、組織体制は盤石であるかという御質問ですが、役場全体の組織や職員の体制についての質問ですが、私たちが行っている行政事務は、町の特性などによっても異なり多岐にわたっていますが、国の政策や社会の動向によっても変化し、その時々々の行政需要に適切に対応できるよう、課や係の設置と人員配置を行っています。

平成29年度は全国棚田サミットが本町で開催されるなど特殊な要因もありましたが、近年増えつつある、あるいは今後増えると見込まれる需要では、要保護児童に関すること、障がい者や子育て支援に関する事務、高齢化に伴う高齢者介護や支援に関する事務、防災や空き家対策などの事務等と、おおむねこのような項目が考えられます。

昨年6月には管理職員に指示し、次年度以降の組織や職員の配置についても研究をした経緯があり、その中でこれらの項目が明らかになってきたものです。

行政改革の推進により一時期は100人程度まで削減した職員数ですが、近年は増える一方の行政需要に応えるため、その量を見きわめながら、不足する部署には増員も含めて配置をしていかなければならないと考えており、引き続き組織機構の見直しについて検討、研究してまいります。

次に、今年中に町長と副町長の任期を迎えるが、組織体制は盤石かとの質問ですが、先ほど答弁しましたとおり、複雑多様化する行政需要に的確に対応できるよう、また、行政サービスに支障がないよう、万全の体制で臨んでまいり所存です。

次に、予約制乗合タクシーについて、現状を調査し運行を見直すとのことであったが、利用者の動向及びニーズにどのような課題があり、見直し後の運行体制はどう変化するかという御質問ですが、平成24年度に本格運行を開始した現行乗合タクシーも、さまざまな課題や運行に対しての要望、御意見をいただいたことから、昨年7月から各地区老人会に対してアンケート調査や運行に対する説明会を行ってきたところです。

そのアンケートを分析すると、乗合タクシーを利用しない方の現在の交通手段が、自らの自動車運転が42%、家族等の送迎が26%、タクシーや路線バスが21%となっています。また、今後利用したいが7%、運行日、時間が合えば利用したいが13%、今の交通手段がなくなったら利用したいという意向が43%あり、今後利用者が増える要素は十分にあると感じています。

そうはいうものの、聴取した意見や要望を踏まえ、まず、根本の運行方法について、現在の予約制乗合タクシー方式がよいのか、他に方法はないのか、いろいろな角度から再検討しました。しかしながら、運送に関する法律や、効率的な運行、波佐見町の地形的特徴、地域公共交通のあり方など照らし合わせると、現行の乗合タクシー方式がベストと結論づけました。

変更内容としては、少しでも住民ニーズに応えるべく、運送関係者、事業者ともたび重なる協議を経て、運行便数を1日3往復から4往復へ、停留所30カ所の増開設及び一部運行経路の変更、12路線全てが総合文化会館への停車ができるようにしました。また、名称も、制度自体がタクシー車両を使用しているものの停留所を設けての路線型でありバスの運行に近いことや、タクシーとバスの中間的な交通手段であることなどから、現行の乗合タクシーから乗合交通と名称を変更しました。今後においても少しでも利便性を向上させるとともに、タクシーや路線バスなどの既存公共交通との住み分けとバランスも十分に考えながら定着を図っていきたいと考えています。

次に、地方創生重点プロジェクトについて、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点プロジェクトとして、これからの町を担う人材育成事業が挙げられており、コンプラプロジェクトから一般社団法人金富良舎が若手有志で設立された、今年度は波佐見高校生とともにイベントの企画運営事業、18金プロジェクトが行われており、将来を担う世代による新しいまちづくりの形を提案する役割が期待されます。

まず、これまでの経過を踏まえ、将来の活動方針はどう展開するのかという御質問ですが、

お尋ねの中のコンプラプロジェクトとは、かつての波佐見焼の代表格であるコンプラ瓶からその名をとって、波佐見町や波佐見焼の宣伝PR、子供たちの教育、そして町の観光事業に至るまで総合的に企画、実践し、これにアートという要素を加味して、地域と一体となった町のPR素材の創出や、県や近隣地域、主要都市との連携などにより新たなビジネスチャンスを生み出して仕事や移住者の誘致を促進を図ることを目的に、平成28年に立ち上げた地方創生事業の一つです。そして、この事業の実働部隊として活動していた町内及び波佐見ゆかりのさまざまなジャンルの若手有志がつながって、一般社団法人金富良舎が設立されました。行政と民間、地方と都市、過去と未来、アートと産業など、物だけでなく優れた文化、価値観を流通させる、まさに現代のコンプラドル、いわゆる仲買人として、地元波佐見への移住、定住の受け皿になりたいとの高い理念のもと、現在組織運営のための事業計画などを詰めているところだとお聞きしています。

このように町を元気にしたいという思いを強く持ち、自発的に動き出そうとしている金富良舎に対しては、その自由な発想と行動力、そして何より若さに大いに期待するところであり、初動時期における町の協力や支援は必要だと考えているところです。

次に、波佐見高校そして小中学校との連携は、コンプラプロジェクトとしてどう展開するのかという御質問ですが、教育との連携事業として、波佐見高校とのコンプラプロジェクトは、主に美術工芸課を対象に生徒の感性を高めるために、従来の授業では経験できないアーティストとやクリエイターを講師として招聘した特別講習や、これまでの美術工芸、デザインの勉学を生かして町民との交流を通じるための町内イベントへの参加などを実施してきました。

今後も波佐見高校が特徴ある高校として存続し、生徒たちが町の産業、文化や人とのつながりを広げることで、自慢できるふるさととして親近感を持っておられるような授業が展開できればと思っています。

小中学校との連携については、教育委員会のほうから答弁があります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

おはようございます。

城後委員からの小中学校と金富良舎の連携についてお答えをしたいと思います。

コンプラプロジェクトの活動については、新聞報道で聞き及んでいる状態ではありますが、

その活動は波佐見町の地域活性化を図るものと理解しております。人づくり、人材育成の観点からも賛同するものです。

一般社団法人金富良舎自体からは具体的な提案は現在あっておりませんが、設立社員の方からは、子供たちへそばちょこを用いた転写体験や、小中学校において出前授業を行ってみたいとの話も出ていますので、今後具体的な提案がありましたら、学校側と協議の上、趣旨に沿った形で検討したいと考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

済みません。まず私が通告が非常に多くて、用語解説をしているだけで時間を使ってしまいそうぐらいになってしまったのがちょっと反省です。

まず、傍聴席にたくさんいらっしゃる方の一番関心があるだろうことからまずお伺いしたいんですけど、この予算、一応予算特別委員会を通過した予算なんですけど、この予算の執行範囲内に町長の任期が切れるわけなんですけども、私もそうですし、多くの町民の皆さんは、ぜひ一瀬町長にもう1期やっていただきたい、せっかく波佐見が上向いてきた方向をさらに突き上げていただきたいというふうな思いを持たれてると思います。

副町長の次に誰に変えるというそのにおいも聞こえてこないもので、副町長もそのままいかれるということは町長がそのままいかれるんじゃないかなと思います。まだ明言はされないことを承知でお伺いするんですけども、一瀬町長、9月選挙時期なんですけども、今後に対して一言お願いします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

大変ありがたいことなんですけども、このような形で町民の皆さん、業界の皆さん、今まで進んできた流れの中で、業界と地域と行政がスクラムを組まないと波佐見の活力は生まれないというような、そういう考え方の中でやってきましたし、そして、開かれた町政ということで、そういう中で行革を進めながら、地域でできることは地域で、業界でできることは業界で、そしてそれを支えていくというのが行政の立場じゃないかなと、そういう問題で、ある面では時代の変化に適切な対応ができてきたんじゃないかなというふうに思っているところでございまして、いつも言ってるんですけども、浮かれたら必ずとんでもないことになりますので、気を引き締めていかなければならないというような思いをいたしております。

いろんな方々からの御意見等も十分お聞きしながら、今後のことについては、今の時点ではまだ何とも言えないところがございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

まだまだ明言はされないことは重々承知でしたので、ありがとうございました。

質問の中身についてですけれども、まず、一番興味があるんだけど具体的に何をやっているのかよくわからないという声が多い波佐見コンプラプロジェクトという活動なんですけれども、趣旨に関しては、今、町長の答弁から説明があったんですけども、これまでどのような活動を行われてきたのか。一般社団法人金富良舎が設立されたんですけども、その活動を含めて、今までどういう取り組みを行ってきたか。それから、金富良舎の活動も含めて、今後どういうことを計画されているのか。把握されている限りでお願いします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

金富良舎が設立されてからまだ日が浅いようでございますので、その前身となる母体から申しますと、まず、波佐見コンプラプロジェクトの中で、これは平成28年度の地方創生の事業として国の事業がございましたので、そういったものの中で非常に国からも注目を受けまして事業採択を受けました。

そういった中で、コンプラプロジェクト、先ほど町長も申しましたように、コンプラ瓶から名をとってプロジェクトを進めてるわけですけれども、今までにないアートという要素を一つのまちづくりの中に取り込んでやろうということで、まず直近で申しますと、28年度のハッピータウン祭り。その中で、波佐見高校生、美術工芸科を巻き込んで、やきもの公園の中で光のアート展を開催されました。それから、大学講師をお招きいただきまして、特別講義を開いていただいて、通常の学校では習えないような刺激を受けて新たな感性を持つ学生を育てると、そういった事業にも取り組んで来られましたし、あるいはコンプラ瓶を通じて海外展開も図ろうということで、シンガポールでの展覧会と申しますか、庭造りにも一つ活用して波佐見の名を知らしめてこようというふうな意気込みもあられました。

それから、今年度も同じような事業に取り組まれておりますし、先般の西ノ原での事業、そういったものでも波佐見高校生とタイアップして事業に取り組まれておりますし、今月の

末ぐらいからは大阪方面で、波佐見内にとどまらず近隣の市町村の活発的な方と一緒に
なって事業展開を計画されているということをお聞きしております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

答弁にもありましたとおり、一般社団法人金富良舎には、さまざまな各分野から、波佐見
をもっと活力ある町にしたいという若い方がたくさん参画いただいています。

今、活動の拠点を波佐見以外に置かれてる方もメンバーに入っているんですけども、非常に皆さんお忙しいですね。個々人でもいろんな仕事を抱えてらっしゃってるメン
バー、もちろん、だからこそそういう新しいことを取り組みたいという望みなんでしょうけ
ども。ただ、私もメンバーの方ともいろいろ話してると思うんですけど、どうしても事務局
の役割が、まだまだ今からつくられていくんだとは思いますが、事務局の事務局長とい
うんですかね、そういう方の人選的にも、それこそ後で話するんですけど、観光協会とか
振興会で頑張っている山下さんがメンバーに入っているんですけども、
そちらでもお忙しいので、なかなか事務局として立ち上げに関して非常に大変だろうなとい
うふうなものを感じるんですけども、役場としてそういう事務局機能として何か応援とい
うか、例えば、人的なものは今は特別考えてないとは思いますが、何か事務局の体制と
してこういう支援をしていくとかいう考え方は特別ありますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

非常に有能な方、若い力をこのまちづくりに発揮していただいている皆さんメンバーでご
ざいますので、積極的な支援策を講じていきたいと思いますが、現時点でこういったもの
というものはございませんが、今後そういったメンバーの方との協議を進めながら、ぜひとも
今後のまちづくりを担っていく団体だというふうな認識を持っております。

有田でいえばまちづくり公社的なものがございませけれども、そういったものにかわる大
きな力になり得るものと思っておりますので、支援策は十分に考えていきたいというふう
に思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

コンプラプロジェクトと一般社団法人金富良舎に対しては、非常に町としても期待してい

るということなので、今、後ろで聞いてらっしゃるメンバーの方も頑張っていたきたいと強く思うところです。

話題は転じて、ふるさと納税については、先ほど太田議員も質問されて答弁いただいたんですけども、まず、確認のために伺いたいんですけども、ふるさと納税は納税者の意向で五つの事業が選択可能ということなんですけども、具体的に寄附者の方が、五つ事業があるんですけども、どの事業に選択されてるのかを聞きたいので、積み立てられた基金の内訳でも構いません。把握されてる内容で構いませんので、大体その五つでどういう割り振りになってるのか教えてください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、五つの目的といたしますか、これを申しますと、まず、ふるさとを元気に楽しくする活動というものがございます。これは寄附額の割合、パーセンテージで申しますと、約2割、21%ですね。それから、未来に伝えたい伝統文化の保存、整備に関することに関しては15%、懐かしい景観、新しい町並み整備に関することに関しては約8%、それから次世代を担う子供たちの健全育成に関する事業、これに関しては37%と圧倒的に多うございます。それからその他町長が認める事業という、約17%、十七、八%になりますが、こういうふうな割合になっております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

多分次世代を担う子供たちの健全育成に関する事業に一番多いだろうなという予想はしてんですけども、それ以外、ふるさとを元気に楽しくする活動に関する事業が2割ということで、この中には、例えば、波佐見焼に関する部分とかそういう部分も具体的な事業内容の例として入ってましたので、そういう意思を持たれてる方も結構数いらっしゃるんじゃないかなというふうに感じます。

ふるさと納税の仕組みが、今回というか今年度にかけて非常にうまくいき、逆に言うと、佐世保市とか平戸市は今まで納税額が多かったところなんですけども、返礼金額の上限とかそういうようないろんな問題があっただけで下がってるんですね。その中で波佐見町は大幅10倍以上増加というのは非常に喜ばしいことで、今、企画財政課長からも答弁ありましたとおり、まだまだ返礼者の意向として需要が今後見込める可能性はあるということで、来年度予算も

5億円計上されてますので、ぜひ、一つお願いとしては、寄附した方がこういう事業に使われたよというのをわかりやすいような形でフィードバックする仕組みを提供してほしい。そのことがさらにリピートというか、また波佐見町をふるさと納税の対象に選ぼうと思っていたただく方を増やすことにもつながると思いますので、ぜひそこは検討をお願いします。

じゃあ、今後ふるさと納税でいただいた寄附金を使っていくのをどこをメインにするかという、当然、子育てに関する部分が圧倒的ではあると思うんですけど、その次に波佐見町全体で考えないといけないというのは、やはり観光だと思っんですね。国の姿勢としても観光立国という言葉がうたわれてますし、東京オリンピックとかいろいろなイベント、ラグビーのワールドカップとか、いろいろな意味で外国人観光客が増える状況があります。

一つ、資料というか、「じゃらん」という旅行代理店のリサーチ部門で2030年の観光未来需要予測研究というのが今年出されたんですけど、それによると、2030年までの見込みで、訪日外国人観光客が、国内の日本人の宿泊者を2022年に超す予想なんですね。2022年というとすぐ近未来なので、多分、あながちおかしい予想ではないと思うんですね。それだけ外国人の観光客が増えてくるというのが、例えば、佐世保市に大型クルーズ船が頻繁に来て、事業からも含めてわかるんですけども、そういう部分をやっていくにはやっぱり外国人の観光客の方を取り組む必要性というのがあると思うんですね。

以前の議会の答弁のデータを見てましたら、もう何年も前の話だと思うんですけど、国内の観光客をまず目指すので、外国人観光客に対する事業はまだまだ後でいいという感じの答弁があったんですけど、今はそうも言ってもらえないのかなというふうな感じを考えてますけども、今、現状として外国人観光客の方に対してどういう取り組みを考えられてますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まず、外国人観光客対策としまして、これまでも主要な町の観光施設へのWi-Fiの整備、あと、観光交流センター内にあるくわん館の免税店機能、パスポートリーダーだったりPOSレジの整備だったり、そういった整備をまずもっているところであり、今後Wi-Fiについても必要なところは町で整備しなければならないところは町で整備し、また、民間の力を借りないといけないところは民間に啓発していきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

という答弁をいただいたんですけども、まだまだだと思っんですね。

というのが、やはり佐世保市は特にそうなんですけど、アメリカ系、要するに英語圏の方もたくさんいらっしゃいますし、中国語圏の方もたくさん、もう佐世保もそうですし長崎もそうですし有田もそうなんですけども、たくさん自分で、個人で見て、お越しいただくようなお客様が増えてますけども、ソフトの部分が、今後、波佐見町の中でも充実していくことが大事になってくると思いますので、ぜひそのあたりは、今後、いろいろ検討していただきたいと思います。

それで、DMOという言葉が出てくるんですけど、DMOというのは何かというのをまだまだ御存じない方がたくさんいらっしゃるんで確認なんですけども、「地域の稼ぐ力を引き出すような観光地経営をするかじ取り役」というのが日本版DMOが目指すものというふうに定義されてるみたいなんですけども、目標として、波佐見町としては平成31年度の目指しをされるということで地方創生のビジョンにも掲げられてるんですけども、ちょっと足元を考えてみました。

平成28年度の決算で、波佐見町の観光協会の収入は2,070万程度なんです。そのうちの事業収入は5.2%の160万程度。一方、日本版DMOの登録法人を目指されてます、官公庁のホームページのほうにも既に掲載されてるんですけども、株式会社有田まちづくり公社さん、隣では、28年の全体の収入が1億5,200万程度なんですけども、その中の事業収入は、ふるさと納税の請負もいろいろされてますので、約40%の6,100万、波佐見町の8倍以上事業収入がある状況なんです。

先ほど申したとおり、DMOというのは観光を稼ぐものにしていかないといけないんですけど、そのメインになろうとする観光協会さんですら稼げてない現実なんです。それで、いざDMOの団体にしますと言っても、現実、引っ張っていくにはちょっと難しいんじゃないかなというのが私の個人的な感想としてあります。

その意味でも、もちろんお金がかかることは承知なんですけど、やっぱり観光をビジネスモデル化していく人材というものが大事になってくると思っんですね。

国もそういう人材を補助する費用みたいな部分は、何らかの軽減策はメニューとして掲げてますので、一応検討するという答弁はあったんですけども、ぜひ具体的に、早めに外部か

らそういう経験がある人、観光地のビジネスモデル化に経験がある人、例えば旅館だとか何かを立て直したとかいろんなケースがあると思うんですけど、そういう人をコンタクトをとっていただくような動きをできないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

議員おっしゃるとおり、観光で稼ぐというのは非常に難しいことだと思っています。手数料収入でもそう稼げない。そういう中で、何らかの仕掛けとか仕組みをつくっていかないことには、単なる物販をすればいいという問題でもなく、そういったところは非常に難しい問題で、今後大いに研究する必要があるんですけども、おっしゃるとおり、そういったノウハウを持ってる人を引っ張ってくるというのが一番手っ取り早いといいますか、近道だというふうに考えておりますので、そこについては担当課としてもそういう方向になるように、そういった折衝をしていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

そうですね。多分今までの考え方もそうなんですけど、やはり、物を売って対価をもらうというのが今までのビジネスだったと思うんですけど、観光は特にそうなんですけど、体験にお金を生むという仕組みですね。今までの仕組みと大きく変わるので、それをわかられてる方というのが非常に大事になってくるというふうに思います。

今回ふるさと納税を伸ばした波佐見の事業者の代表も、もともと有田のまちづくり公社にいらっしゃった方なので、その辺はいろんな意味で人脈も持たれてると思いますので、会話をされながら、ぜひ、目ぼしい人材がいれば波佐見に来てほしいというふうなオファーを持たせていただければと思います。

あと、ちょっと戻るんですけども、今、波佐見町の観光協会の支出の部分を見ますと、人件費が919万9,867円で、町が昨年の決算で観光協会に運営補助金を出してる990万とかなり近い金額なんです。ほとんど人件費しか得られてない。得られてないという言い方が正しいのか何なのかかわからないんですけど、人件費でいっぱいなんです。運営をしていくのがこれだと新しい事業に取り組むのは、観光協会さんも難しいんじゃないかなというふうな思いがするんですけど、今の現状を、観光協会が置かれてる立場を、もう一度振り返りになるんですけども、どう感じてらっしゃいますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

人件費についてはほぼ100%の1,000万近い補助金を出してるところですけれども、それだけではなくて、各種の委託事業であったりいろいろなグルメの事業だったりいろんな事業を委託しており、そういう中でも手数料を取っていただきたいというようなそういった事業構成というのは行っているところではありますけれども、事業量に対して、また今までいろいろな営業を仕掛けてきた分が、すごくエージェントに効いてきまして、それがどっと観光客が押し寄せてきてる状況で、その対応にも非常に苦慮しているという状況ですので、まず人的な補強は当然ながら、そういった町との連携も、関係団体と連携も深めながらうまく回るような仕組みをしっかりと考えていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

観光協会の機能強化については、ぜひ考えていただきたいと思います。

次で、公共交通の部分に移っていくんですけど、まず、見直しをされてアンケートを分析されたということなんですけども、私がアンケートを見させていただいてかなり愕然としたのは、認知度はアンケートをとられた方の9割あるんですけども、使われた方は6.5%しかないんですね。まずは、よかろうが悪かろうが使ってみて何ぼだと思うんですよ。それはバスにしても電車にしても全部そうなんですけど、1回使ってみないとまずどういうものかというのがわからないと思うんですね。

私も昨年一度利用させていただいたんですけども、タクシーなんですけども、物は、タクシーと同じように使えるなど。やり方によって、非常に使いやすいものかなと思ったんですけど、今の案内だけだとなかなか使っていただけないのかなというふうに思います。

皆さんお手元に地図と時刻表を配付させていただいたんですけども、1枚目がのんなっせ号の地図と時刻表ですね。南地区を挙げたんですけど、2枚目に今回西肥バスさんが波佐見地区に合わせて時刻を掲載していただいたものを全戸に配付していただきました。

それを見比べていただければと思うんですけども、地図自体、当たり前なんですけど、全町を一つの地図にまとめるとほとんどわからないですね。のんなっせ号は。

西肥バスさんは、失礼な言い方ですけども、路線が限られてますので見やすいと。地図の中にどういう建物があるかというところまで紹介されてますので、バスを余り使われたことの

ない方でも何となくイメージはつかんでいただけるのかなど。ダイヤも後ろに掲載しているんですけども、主要な停留所しか載せられてないので、一見したときに何となく、ああこんな感じで使えるんだというふうに見ていただけます。

一方、のんなっせ号は、全部網羅されてるんでいろんなところに行かれるのはいいんでしょうけど、現実的に使われてる方というのは限られてますので、御自宅の近くから決まった温泉とか、近くにしか行かないと思うんですね。その地域以外はそんなに使わないので、まずは自分の地域の地図と時間だけあればほとんど用は足りるのかなど。

なので、今後、せつかく見直しをされたんですから、もっと地域版とか何かそういうのをつくっていただいて、各地域の方がまず使ってみようかというものをつくっていく必要があるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まず、おっしゃるとおり、使っていただかないとよさがわからないというのもありますので、昨年のアンケートの段階でもお試し券あたりも試してはみました。ただしかし、ほとんどが使っていただけなかったという現状もあるんですけども。

今、議員おっしゃるとおり、西肥バスのほうは非常に見やすいということで、これについても西肥バス全体の地図を、波佐見版をつくってほしいと町のほう要望してつくっていただいたという経過もありますので、この乗合交通も、今、路線ごとの拡大した分といたしますか、路線だけの時刻表と地図、そういったのを準備を今、進めてるところでありまして、4月1日にはちょっと間に合いそうにないんですけども、新年度になりましたらできるだけ早い時期にお示しをして使っていただくといえますか、使いやすい環境を整えると同時に、後々お試し乗車というのを各路線ごとに無料で1回配置をしまして、近所の人で誘い合わせて乗っていただくようなそういった仕掛けをつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

そうですね。いろいろ取り組みを検討されているということなので、ぜひ少しでも使われる方が増えていくことに望みます。

アンケート結果でも、今後交通手段がなくなれば利用したいという方は43%いらっしゃるんですけども、その方々が、例えば、10年間ぐらいたって車がなくなったときに、もうタク

シーはやめましたとなっていると元も子もないので、ぜひ、まず大事なことは自分たちが使わないとそういう乗り物はなくなってしまうよということをいろんな方に周知していただくことなんじゃないかなと思うんですよ。

これは私も意見にもなると思うんですけど、例えば自治会単位とか、何か会合が設定されるときでも構わないんですけども、乗合交通に関して勉強会というか、バスも含めてどういうことを思ってるとかそういう意見交換をする場所というのをつくってみるのはどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

どういうレベルでの意見交換の場になるかわかりませんが、そういう部分も研究しながら、この乗合交通を私たちがどんどんどんどん推し進めて、これをどんどん利用率が上がって、振り返ったときに、さっき言われたようにタクシー事業者もバス事業者も波佐見から撤退していったということになれば何もなりませんので、そういうところを十分住民の皆さんとも意見交換しながら進めていければというふうに考えています。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

そうですね。今、課長がおっしゃられたように、乗り物をめぐる環境も非常に悪くなっています。

先週の土曜日、JR九州さんも西鉄バスさんもダイヤ改正されて、路線によっては減便されているところ、大村線もそうなんですけども、昼間減便されています。結局人材が確保できないというのが一番ネックということですね。

例えば、佐世保市に関しても、市のバスと西肥バスで統合されるというケースもあるみたいなんですけども、決して人ごととは言えないので、今は補助金で運営していただいている川棚と内海線も、もう人材が足りないので止めますと西肥バスさんから言われる可能性もありますので、ぜひともそういう部分もなくなってからやっぱりあったほうがよかったと言ってももう遅いので、ぜひ町民の方にもわかっていただく機会をつくっていただきたいなというふうに思います。

駆け足でいかないと間に合わないですけど、まず、子育て世代包括支援センターというものがなくなってくるといふ部分が答弁にもありました。

具体的に、例えば、先ほども町長の答弁があったんですけども、10人に1人が特別なケアを必要になるだろうという、仮設も入ってるかもしれないですけども、現状があります。それをやっぱり見ていかないと、今、普通に対応されてる先生方も多分難しい対応を迫られると思うんですよね。ほかにも学習指導要領が変わっていく分も対応しないといけない、一方でそういう何らかのケアが必要なお子さんを、手を抜くわけにもいかないの、その部分でも負荷が増えてくると思います。

そういう部分で療育と呼ばれる考え方ですね。例えば、発達障がいを持たれた方とかいうのは子供のときからそういう慣れ親しんでいただく、特別に扱われることに慣れていけば、大人になってもそういう、当たり前に行動ができるようになるみたいなんです。早めに早めに対応すればですね。ただ、やはりそういうものがないとなかなか社会に適合できないということになってくるということです。

私は先般、放課後等デイサービスの事業所さんを見学させていただいたんですけども、初めて知ったんですけども、小学校に入ったときから高校生まで放課後等デイサービスって受けられるみたいなんです。ということは、小さいときから社会人になるまでどういう状況かとかわかった専門のケアをすることができるので、お母さん方にとっても非常に助かる仕組みじゃないかなと。

残念ながら波佐見町にはそういう事業所さんがいないので、どういうものをやられてるかという部分を十分に知っていただく機会というのはないと思うんですけども、本町としては放課後等デイサービスとか発達障がいなんか、そういう特別なケアを受けられる方に対する周知というのは何かなされてるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの御質問でございますけれども、この発達障がい等の障がいを持っておられる子供さんが最近増えてきているということは実際ありまして、やはりこういった子供さんたちの早期発見、早期支援に努めていく必要があるということから、通常保育所とか認定こども園さんの通常の保育の中で発見されるケースが多いと。そういうことから、まず、保育園の保母の先生方から相談があったりするケースがあります。

そういった場合には、うちの保健師が主体になりますけれども保健師とか子育て支援の係とかと関係機関と連携をしながら、まずはその子供さんを持つて親御さんに適切な支援に

結びつけられるようにそういった事業所がありますよということでお知らせはしております。個別にやってきてるという状況です。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

ここでもう1点お伺いしときたいのが、特別支援教育支援員、今、13人本町いらっしゃると思うんですけども、やはりほかのお子さんと特別な変わったケアをされると思うので、一般のケアもそうだと思うんですけど、心の問題を抱えられてる先生方というか支援員の方もいらっしゃると思うんですけども、その辺はどう捉えてらっしゃいますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

現在学期に1回、3回特別支援教育支援員さんとの情報交換会ということで、指導主事が中心となってその学期の反省会を行って、そしてまた、それぞれの支援員さんの思いとか感じ方というのをしっかりと把握しながら、次の学期に迎えるような形をとっております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

ありがとうございます。非常に駆け足で進めましたので、本当はその特別なケアをするお子さんのことだけで終わりがたかったんですけども、いろんなことを伝えましたけども、やはり町長から含めてそうなんですけど、次の人材をどうつくっていくかというのが本町の課題だと思うんですね。今までは、町長も副町長も企画財政課長もそうなんですけど、キャラクターでうまく回ってた部分があると思うんですけども、いらっしゃらなくなると非常に痛いなどいう部分がありますので、ぜひ、そういう個性がある方がいなくても楽しいことがどんどん起こる波佐見というものを今後つくっていただくきっかけに今年度進めていただくことを祈念して、質問を終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、1番 城後光議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午後0時8分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、2番 横山聖代議員。

○2番（横山聖代君）

こんにちは。

通告に従いまして、今から一般質問をいたします。

1、離婚に伴う行政サポートについて。

今や3組に一組が離婚すると言われていています。全国母子世帯調査等によると、実際に養育費を受けている割合が16.0%にとどまっていることで、シングルマザーや子供の貧困の要因になるとも言われています。子供が離婚などで離れて暮らす親と定期的に会って交流する面会交流においても、夫婦間で面会交流の取り決めを行っていた割合は21.7%という結果でした。また、養育費不払い問題により、子供の進学、貧困の再生産を招き、社会の分断を防ぐために法務省が民事執行法改正を検討し、近々国会に提出されるとのことです。

もし、法改正された場合は、離婚時に法的に認められる文書をつくっておくことが前提であります。平成24年4月施行の改正民法に、離婚後の子の監護に関して協議で定めるべき事項として、面会交流と養育費の分担がありました。その両事項を取り決めたかどうかの確認欄が離婚届に新たに設けられましたが、未記入でも受理され実効性に乏しく、離婚後たび重なる問題が発生しているため、国が動き出したと思います。

この制度が法制化される前に、本町でも取り組んでおくことが必要であると考えます。町の未来である子供を社会全体で守り、健全に育てていく視点から、以下を伺います。

(1) 面会交流及び養育費の取り決めの参考様式やガイドブックを離婚届の配付時や離婚相談があった際に手渡す考えはないか。

(2) 離婚を考えられている夫婦に対し、相談体制の構築及び離婚前講座を実施できないか。

続きまして、多様性を持った子供の教育環境づくりについて伺います。

発達に不安を抱えるお子さんを育てられている保護者の方々から、日々の生活や将来に対する不安、そして、希望などをお聞きしたとき、私も1児の母として胸を締めつけられる思いでした。また、先生方の対応に違和感を覚え、葛藤している中学生の生の意見を聞いたり、そういう子供たちを支える立場の先生方の話からも、今後増えるであろう多様性を持った子

供たちの教育環境づくりが重要と考えます。

(1) 特別支援教育の現状は。

(2) 近隣の川棚町、佐世保市では、放課後等デイサービスなどの発達障がいもしくは発達障がいと疑われる子供たちに対するサポート体制が整いつつありますが、本町の現状と今後の課題をお聞かせください。

壇上から質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

2番 横山議員の御質問にお答えいたします。

1、離婚に伴う行政サポートについて、平成24年4月施行の改正民法により、離婚届の中で面会交流と養育費の分担の両事項を取り決めを行ったかどうかの確認欄が新たに設けられたが、未記入でも受理されるため実効性に乏しい、そこで離婚届の配付時や離婚相談があった際に参考様式及びガイドブックを手渡す考えはないかという御質問ですが、子供にとって両親の離婚はとて大きな出来事であり、子供がこれを乗り越えて健やかに成長していけるよう、離婚をするときに親としてあらかじめ話し合っておくべきことに養育費の分担と面会交流がありますが、それらの取り決めがなされずに子供にとって悲しい境遇に置かれるケースがあるようです。

議員お説のとおり、平成24年の4月より、離婚届の中で、養育費の分担や面会交流の取り決めがなされていることを確認する欄が設けられましたが、取り決めの有無は離婚届受理の要件とはなっておらず、未記入でも提出できるので、離婚に際して余り影響力を持たないことも事実です。

このようなことから法務省は、それら取り決めの推進を図るために、「子供の養育に関する合意書作成の手引きQ&A」という冊子を平成28年8月に作成し、全国の市町村に一斉に配布を行ったところであります。現在、本町におきましても、戸籍窓口で離婚届の用紙をもらいに来られた方に対しましては、その手引書、いわゆるガイドブックを一緒にお渡しして、夫婦間でよく話し合ってください、それらの取り決めを行っていただくようお願いしているところであります。

(2) 離婚を考えられている夫婦に対し、相談体制の構築及び離婚前講座を実施できないかという御質問ですが、現在、窓口において離婚に関する相談があった場合、相談の内容が

離婚後の児童手当や児童扶養手当に関するものであれば担当係において説明しておりますが、内容によっては法的手続に関する知識が求められることがあるため、その場合は日本司法書士センター（法テラス）や家庭裁判所など他の相談機関の情報をお伝えしているところでもあります。

議員お尋ねの離婚前講座の実施につきましては、参加する方のプライバシー保護等についても配慮が必要となりますので、現在のところ実施の計画はなく、これまでのように個別相談に応じる体制で対応していく考えであります。

次に、多様性を持った子供の教育環境づくりのうち、特別支援教育については教育委員会より答弁があります。

次に、近隣の市町では放課後デイサービスなどの発達障がいもしくは発達障がいが疑われる子供たちに対するサポート体制が整いつつあるが、本町の現状と今後の課題についての質問ですが、議員御質問の発達障がいを持つ子供や発達障がいが疑われる子供に対するサポート体制について、現在、乳児、幼児につきましては各保育園や保健師、障がい福祉担当及び子育て支援担当職員が連携し、対象児や保護者への支援を行っております。保健師による定期健診の際の気づきや保育園での気づきなど、お互いに情報を共有しながら、早期の療育につなげるよう取り組んでいるところです。

また、就学後の児童についても、児童発達支援から放課後等デイサービスへの切りかえや新たな通所など、サービスを提供する事業者と連携をとりながら、スムーズな移行に対応できる連携体制を整えています。

課題としましては、町内に障がい児を支援できる事業所がなく、また郡内におきましても、川棚町に二つの事業所があるのみでありますので、対象児をつなげる場合にはその二つの事業所へお願いしている状況です。しかし、その二つの事業所が定員の関係から受け入れられない場合には、佐世保市や大村市といった遠距離にある事業所へお願いせざるを得ない状況がありますので、児童の送迎を保護者の方がされている場合は、通所距離があることから不便を感じておられる御家庭もあるのではないかと考えております。そういった意味から、今後も増え続けていくと思われる障がい児発達支援について、本町及び郡内における支援事業所の不足をどう補っていくかが今後の課題であると考えております。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

横山議員からの特別支援教育の現状についての御質問ですが、お答えをしたいと思います。

人は未成熟な状態で生まれ、親や周りの大人のさまざまな援助を受けて成長していきますが、その発達過程は人それぞれであり、その個性を伸ばすことが重要となっています。

議員お説のとおり、発達過程において不安を抱える子供は多く、社会が多様化する中、その子供一人一人に応じた教育環境が求められています。

国においてはこれら子供の多様な個性への対応とそれぞれの可能性を引き出すため、平成19年、学校教育法の改正により、不安を抱える児童生徒に対する特別な支援を行う教育、いわゆる特別支援教育を進めることが明記されたところです。

本町においても、これら国の方針に基づき、特別支援教室の設置や普通学級に在籍しながらさらに理解を深める通級指導教室の設置、少人数指導学習など、学校と連携しながら対応しています。また、配慮が必要な児童生徒に対しては、個別指導計画を作成し、学校内に設置している特別教育支援会議により学校全体で情報共有を行いながら、学級担任や教科担任などがきめ細やかな授業や支援を行っています。さらに、各学校には特別支援教育支援員を配置し、授業運営やこれら児童生徒に対する支援を行っています。

議員お説のとおり、子供の発達に不安を抱え、悩んでいる保護者は多いのが実情であります。一方で、家庭環境等に複雑な問題を抱え、学習や生活面に不安を抱える児童生徒も多くなっています。

このことから、今後も学校との情報共有、町長部局や関係機関との連携を深め、その児童生徒や保護者の気持ちに寄り添いながら、これら児童生徒の個性を伸ばす特別支援教育を進めてまいりたいと考えています。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

そしたら、今から再質問をしていきます。

まず、離婚に伴う行政サポートについてなんですが、私が調べたデータがありまして、2015年までのデータなんですけど、本町の2015年から直近の10年間の結婚件数は659件、離婚件数は214件です。そして、三十七、八年前の1980年から10年間というのが、結婚件数は863件で離婚件数は116件でした。

結婚件数は三十七、八年前から比べると200件ほど減っているにもかかわらず、離婚件数は2倍までとはいきませんが2倍近く増えています。それだけ離婚される夫婦が増えてき

ているというのがわかりますし、家族や親子関係も多様化しているというのもわかります。

離婚には協議離婚と家裁を利用する離婚がありますけれども、協議離婚がはるかに多いと私は考えているんですが、本町の協議離婚という割合はどのくらいでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

離婚のうちの協議離婚の割合ということでのお尋ねですけれども、離婚のうちの件数ということではよろしいでしょうかね。

過去3カ年ですけれども、平成27年度、離婚の総数が22件に対して協議離婚の届けが17件であります。28年度は23件のうち協議離婚が19件、29年度につきましては、2月末現在の数字なんですけれども、20件の離婚に対して協議離婚が18件ということですので、割合からすると70%とか90%で協議離婚がなされているというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

全国の統計のデータでも協議離婚というのが88%だったので、本町もそのくらいかなと。29年は9割ですね。28年は8割とか、大体同じようなデータかなと。

それだけ協議離婚が多いってことでして、そしたら、じゃあ協議離婚で何が後から問題になるかと言ったら、壇上でも言ったとおりに、養育費を受けている割合が16%にとどまっているということ。しかも、一度も養育費を受けたことがない割合というのが何と60%を超えています。

養育費というのは決して離婚した元配偶者に渡すものじゃなくて我が子のために支払うものなんですけれども、そして、その子供にとってはその養育費がその子供のガソリンというか、栄養になるんです。このような養育費不払い問題で子供の貧困、子供の進学率にも直結するから法務省がこうやって法改正で動き出していると思うんですけれども、この法改正がされれば、この養育費の支払いがとまった親の預貯金口座を裁判所を通じて特定して、特定できればその口座から強制的に養育費を回収できるようになるんですけれども、しかし、この制度を利用するにももちろん前提があると考えます。

それが、離婚するときに法的効力のある文書をつくっておくことなんですけれども、平成28年の8月から離婚届を取りに来られた方にこうやって配付されていると言われましたけれども、これ見せてもらったんですけれども、内容が幾らか書いてあってQ&Aも書いてあって、

かつ、合意書の作成の、こういうのを合意書でつくってねというとは書いてあったんですけど、つくったところで法的効力がない文書になるわけですから、今後こうやって法改正がされていったら、法的効力がない文書だったら新しい制度を利用できないですよ。

なので、決して離婚を進めるわけでもないんですけども、離婚を覚悟されている方にとっては、子供のために、養育費の支払いと面会交流というのが絶対必要だから、法的効力がある文書をつくるための推進をしていただきたいんですけども、今、配付されていますけど、窓口の対応で、これはあくまで任意文書ですよと、法的効力のある文書をつくるのをお勧めしますよというような推進からまずやっていただきたいんですけども、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

確かに、議員おっしゃるとおり、子供の養育費の支払いあるいは面会交流というものにつきましては、子供のその後の将来に大きくかかわる問題ですので非常に重要だと考えております。

町長も申し上げましたとおり、28年の8月から法務省が作り出した「合意書作成のための手引き」を離婚届をもらいに来られた方に一緒に手渡して、内容をよく読んで双方でよく話し合われて合意書を作成してくださいという言葉がけは一緒に添えておりますので、そういったところで、合意書作成ができたかどうかの確認まではできませんけれども、そういったお声がけはさせてもらっております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

そしたら、あと、今、国がつくった手引きをやられてると思うんですけども、親は憎み合ってけんかして離婚するかもしれないけれども、離婚するときに一番考えてもらいたいのがその子供の気持ちなんですよ。離婚したことによって子供の性格が変わったということも聞いたことがありますし。

なので、明石市がいろいろ先駆的に取り組まれていますけれども、離婚するときにそういった手引きを交付すると同時に、波佐見町でつくった子供の気持ちを書いてあるようなガイドブック、離婚することによって、ゼロ歳児から5歳児まではまだわからないけれども敏感に感じているんだよ、だからこういうときはこうやってしたほうがいいのか、幼稚園児はもうわかってるからね、こういう言葉がけをしていこうねとか、そうやって何かガイドブ

ックをつくっていただきたいなと思うんですけども、それはいかがですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

先ほど申しました法務省のほうでつくられている「子供の養育に関する合意書作成の手引きQ&A」という冊子におきましても、ある程度いろんな養育費の問題、面会交流の問題とかそのことについて詳しく載せてはありますけれども、明石市さんがつくられたパンフレットですかね、そういったものを見てみないとわかりませんが、後で調査をしまして、このQ&A以外で波佐見町としてつくるべきような事例が見られましたら十分検討してみたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

すぐには難しいかもしれないですけど、民事不介入と言ってしまったらそれで終わりですので、何か今後法改正が行われる前にできることとか、法的に認められる合意書の作成から推進していただきたいというのがあります。

次にいきます。

以前、私は、川棚とか佐世保で発達支援をされている放課後等デイサービスにお伺いしてお話を聞かせてもらったんですけど、その放課後等デイサービスの施設で働かれている職員さんから、ここの子供の状況に応じて発達支援だったり療育だったり訓練をしていて、そういう訓練をすることで、障がいという言葉はよくないかもしれないですけど、その特定の症状が落ち着いたとか生活能力が向上につながっていったと言われていました。

また、2012年4月に児童福祉法が改正されて一元化したことによって放課後等デイサービスが創設されていますから、まだ新しい制度ですので、保護者の方への周知が行き届いていなかったり、法的機関との連携もまだまだ行き渡っていないというのがあるのかなと感じます。

でも、確かに放課後や休日に施設に行って療育を受けることによって症状がかなり落ち着いたという利用者の保護者さんのお声も聞かせていただいたんですが、そこで質問なんですけど、先ほど城後議員の質問で、何らかのケアを必要とする子供にとって、そういう施設で療育だったり訓練を受けてもらう重要性を保護者に説明する機会は設けているのか、みたいな感じの質問で、先ほどは、早期発見、早期支援とか、そういった保育園で見つけてもらっ

たら発見後に個別に対応している、と言われていましたけど、私は、個別じゃなくて保護者全員に説明する機会を設けたほうがいいと思うんですよ。

なぜかという、個別にしたらなかなかそこから相談しにくかったり、また、個別にするからますます保護者が引け目を感じたりとかあるのかなと思うので、そういった説明とかはみんなに広く知らせる場を設けてほしいんですけども、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この児童発達支援の事業所とか放課後等のデイサービスにつきましては、先ほど城後議員の一般質問の答弁で個別に対応していますというふうに申しあげましたけれども、最近障がいを持った子供さんが増えているということをお話ししましたけれども、一緒くたに何かお話しできるような状況にないと。

個々に子供さんの状況というのは異なってきておりますので、その子供さん子供さんに合った支援の仕方というのが求められるわけですね。一般の子供さんと一緒に、そういった支援事業所がありますということはお話しはできるかと思うんですけども、よりきめ細やかに支援をしていくとなると、それぞれ個別に当たっていくのが妥当じゃないかというふうに思っておりますので、そういう方向で今、個別にやっていると。

しかし、親御さんの中には自分の子供が障がいを持っているということを認めたがらない方もいらっしゃるしまして、そういった親御さんに対してはなかなか支援につながらないケースというものもあるわけなんですね。そこは今、一番課題としているところでありますので、そういうところについては一般的な話として、こういう場合には就学前には児童発達支援事業所がありますと、小中学校に上がったら今度は放課後等デイサービスというような療育とか生活訓練を行うきちんとした事業所がありますので、そこにつながるようにこちらとしてもサポートしていきますという話はしていく必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

この間、私は3月1日に、住民福祉課が主催やったと思うんですけど、「気になる子供について考える」という題目で、東彼地区保健福祉組合の福祉保険係、障がい者支援係の方が講師で講演をされたのに行ってきたんですよ。そのときに、発達障がいとは何ぞやとか、いっぱいあるじゃないですか。発達障がいとひとくくりで言っているけれどもいっぱいあり

ますよね、症状が。そういった各障がいについての行動特性の説明だったりとか、私も自分なりに勉強はしてきていたんですけども、すごくまた勉強になったんですよね。知らないことがあって、こういうときはこうすればいいんだとか。すぐ忘れるんですけど、私は。だから、ちょくちょくこうやって行って勉強してるんですけど。

何を言いたいかという、こういったとてもいい講演だったから、そうやって先ほど保護者さんが認められない親もいると、私もそれは知ってるし、思うんですよ。

先ほど町長の答弁にも、そういった特性を持って生まれる子が10人に1人ぐらいいるって言われてましたように、もう発達障がいが普通と思ってもらえるような、足が速い子がいるとか声がでかい子がいる、こういった個性の一つが発達障がいなんだよと思ってもらえるような地域づくりを私はしていきたいとですよ。

そのために、みんなに認知してもらうことが必要だと思うから、でも、知らない人が多いので、私がお願ひというか提案というか、思ったことが、妊娠したら母子手帳を交付するときにありますよね。あのときに、1対1で保健師さんと話すときがあるから、そこでいろんなお話をしてもらった覚えがあるんですよ。子供が生まれたらこがんよ、こがんよとか。そのときにぜひとも、もしかしたら発達障がいのこういった子供が生まれてきても引け目を感じらんでね、これ別に大したことないと、普通よと。今からの時代いいとよって。こういう社会づくりになっていくけんいいとよというような、思ってもらえるような、引け目を感じないような何かしてもらいたいので、何を言いたいかという、まず母子手帳を交付するときに、そういう話をまずしてもらいたいというのがあるんですけど、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

母子手帳の交付時にそういった話をしてほしいという御質問ですけども、母子手帳交付につきまして、健康推進課のほうの保健師のほうで交付をしております。

確かに、もし障がいを持った場合についてはその子の支援についてはこういうものがあるというような話までは多分していないかもしれませんが、そこを確認しながら、必要があればチラシ等もつくって、どの子供さんが障がいに陥っても不安にならないでくださいと、サポート体制は十分に役場としてとっておりますからというような周知文書を一緒につけてやるというようなことも考えられますので、今後十分検討していきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

そしたら、サポート体制を十分にしていってから不安がらないでくださいねというような声かけをしてもらいました。でも、実際はまだそういったサポート体制ができていないのが現状であって、じゃあ、もしそういったケアができる体制が必要とわかりますよね、今、個別でされているから。そういったときに、どうやって現在の小中学校と連携するというか、教育体制に取り組んでいきますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育委員会の取り組みのお尋ねというふうに思いますが、本町の場合は3歳児健診、5歳児健診、就学時健診ということで、それぞれの年齢に応じて健診がございます。その場合に気になる子がいましたら、保健師さんのほうで現在は個別に保護者と接触し、それぞれ相談に応じているような状況でございます。

特に5歳児健診、就学時健診においては、教育委員会も出向きまして、全体的なこれら、気になる子供に対しての状況を説明をしているところでございます。

かつ、保健師さんからの情報は私どもも適時いただいておりまして、必要に応じて園の訪問も行っておりまして、そういった連携はとれてるというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

そうやって3歳児健診、5歳児健診、就学前健診で個別にしているブースがあるのも私、知ってるので、この間行ったんで、あったんですけど、そうやって、発達障がいを持つてる子が普通なんだよというような社会になっていってもらいたかとですよね。そのためにはまず、今から子供を産むであろうお母さんたちにまず言う。で、今度健診があるじゃなかですか。そこで、まず、母子手帳ば配るときに言うとするけん、頭の隅っこに何じゃいあるとですよ。お母さんたち、あああって、何かある。で、検診のときに、個別にじゃなくて、こういった発達障がいとか特性の専門家の人がそういった就学前健診だ3歳児健診だ5歳児健診だに来とって見とってもらって、「あ、もしかしたら何かこの人」と思うような、わからずと思うとですよ、そういう人たち。なんで、そういうのを常に、この子もしかしたらって思ったら、保護者さんにダイレクトに直接に話ができるような体制をしてもらいたいと思うんですけど。早期発見という視点から。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

それは先ほど申しあげましたとおり、早い段階でそういった障がいを持つ子供さんが発見されれば、後日保健師を中心としまして、関係課、関係機関連携しながら個別に対応してるという状況でございます。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

今、横山議員がおっしゃった健診時の専門職のようなお話だと思うんですけども、現在臨床心理士さんも招きましてその辺に対応しているところです。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

そうですね。さっき説明してもらってわかりました。でも、広く知ってもらいたいんですけど、それはさておき。

そしたら、現在の教育環境についてお伺いしたいんですけど、現在、小中学校には特別支援学級とか通級学級がありますが、特別支援員さんや心の相談員さんがいらっしゃると思いますが、その待遇というのは十分なのでしょうか。

ケアを必要とする子供の人数は増えている傾向と聞きますけど、その子供たちが増えた場合の対応として、そういった特別支援員さんたちのそういった待遇とかも含めて、どう考えていらっしゃるかお聞かせください。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、待遇についてお知らせしたいと思います。時給が910円ということになります。1日7.45時間の勤務ということで、基本的に平日ということになります。ほかの臨時職員さんに比べると賃金は可能な範囲ですが高目に設定をしておるところでございます。

児童生徒数については、議員さんおっしゃるとおり、増加の傾向であります。これは社会の認知が上がったということと保護者の理解が進んだということで、絶対数がそんなに増えてるという認識ではございません。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

そしたら、先生とか職員さん、先生は県職か、職員さん自体もさまざまな悩みを抱えられていると思うんですけども、そういった先生や職員さんをケアする体制というのはどのようになっていますか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

午前中に城後議員のときにお話をさせていただきましたけども、支援員さんのいろんな悩み事、それから学校でのいろんな仕事、業務については、学期末に話し合いを情報交換会として行っております。それには指導主事が中心になって、それぞれグループ協議を行いながら、それぞれの学校の実情を出していただき、子供との関係、それから先生方の関係、そして支援員との関係というふうなことについていろんな課題や成果等出していただいて、それをまとめて次の学期に生かすというような話し合いを行っております。

とにかく先生方が一人職になりますので、いろんな悩みを抱えていらっしゃる先生方もいらっしゃると思いますので、そういった悩み事が出た場合は教育委員会として個別に話しをしたりというふうなことで対応しております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

そしたら、そうですね、グループでのそういったケアとか情報交換会とかでされていると思うんですけども、毎年メンタルヘルスのチェックも受けられていらっしゃいますよね。

そういった先生方のメンタルというのが健康じゃなかったら子供たちへの支援も十分にできないと考えるんですけども、私は、以前、9月議会で臨床心理士ば常駐してほしいと言ったんですけど、なかなか難しいということでしたね。

なんで、こういったメンタルヘルス対策をまずしっかりしていただきたいなというのがあるんですけども、先生方を対象にされているってことでしたからもっとやっていただきたいんですけど、このセルフケアの促進ばしたりとか、メンタルヘルスに対する知識をつける機会、講習会みたいなのが多分いろいろあつてと思うので、そういったメンタルヘルスに対する知識からまずつけてもらって、自分たちでセルフケアができるような感じにして、必要なとは考えるんですけど、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

先生方のメンタルヘルスについては、町の職員それから県の職員も全て同じだというふう
に思っております。校内研修の中で現職教育というふうなことで佐世保のほうから病院のほ
うから、また県のほうからも依頼がありますので、そういった研修会の実施を行って、先生
方のメンタルヘルスというふうな形で研修を深めて、そしてそれぞれの先生方のいろんな悩
みに対応するような形をとっております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

そしたら、また先ほどの発達障がいのことと言うんですけど、波佐見町には放課後等デイ
サービスがまずないじゃないですか。佐世保だったり川棚だったり。

まず、波佐見に1個できたほうがよかと思うとですよ。そがんしたら、きっと、小学校
終わって学童さんに行く子供がいると思うんですけど、それと一緒に放課後等デイサービス
に行く子供も普通にいる。今、波佐見の場合って、多分療育に週に1回とか放課後等デイサ
ービスに川棚に行っているという人がいると思うんですけど、多分その子たちも普通に学童
さんには行ってるんですよ。週1回とか週に何回かそういったところを利用されている。
波佐見にないからですね。

波佐見に何かしらそういった施設があれば、あの子わざわざ川棚まで行きよらず、佐世保
まで行きよらず、とかならんじゃないですか。普通にあつたら、あ、ああいう施設があるん
だ、ここはそういう子供たちが行ってるんだ、何か普通じゃん、当たり前じゃんみたいな感じ
になるのかなとも一つ思うんですよ。

そういう子供たちが増えている現状だから、こういった、難しか言葉でインクルーシブ教
育とかいろいろあるじゃないですか。そういう教育が普通になっていかないとだめだと私は
感じるんです。そのために支援する人を支える体制づくりの充実も必要ですし、それが当た
り前になって、全体が当たり前になったら、そういった特性を持った子供たちを受け入れる
仕組みづくりになっていくし、地域全体が受け入れる、当たり前の環境になるんじゃないか
と思うんですけども、そういった地域づくりをしていただきたいんですが、そうすると波
佐見町の魅力づくりにもなると思うんですよ。

なので、ちょっと町長の考えを聞かせていただきたいです。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

発達障がいにしても、今までの障がい者の方々も、いかに健常者と同じようなそういう考え方、そういう見方、そういうことが大事だってことですよね。というと、健常者も障がい者も一緒なんだと。障がい者がそういうふうにしてもらう、そしてそれを受け入れる健常者、そして同じ目線で交流をできると、それが一番の理想なんですね。

今、だんだん健常者の方も理解は大分浸透してきているんですよ。ところが、障がい者の方が引っ込み思案のところが出てくるんですね。どうしても心理的にそういうふうな感じが、今までずっとそういうふうなことで、いかに同じような形で生活をする、交流ができるということが最もいいことだと我々もそういうふうにしております。

だから、そういうことで、健常者も障がい者もお互いに気にしないでいけるというのが一番大事なことで、それを受け入れる側も、そして障がいを持っておられる方も勇気を持って入って一緒になっていけるような、そういう状況をつくっていくのが大事だなというような思いをいたしております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

済みません、教育長からも一言聞かせていただけますか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

最初に答弁で述べましたけども、平成19年度から法が改正されて、特別支援教育というのが言われるようになりました。その前までは特殊教育、特殊学校、特殊学級、特殊指導というふうな話が進んでおったんですが、やはり一人一人、個人個人違う、その個性をしっかりと大事にしなければいけないというのを教育としてつかさどっていかなければいけないというふうに思っております。

30人分の1人のとき、どうしても自分が言いたいことが言えなくてそのままになってる。これが1対1になったときには物すごく発言できるというような子供さんもたくさんいらっしゃいます。それが30人分の1になったときに、わあわあわあわあ言ってしまって、もう単なる落ち着きのない子というのは、30年、40年前まではそういうふうにつわられておりました。しかし、1対1になったときには自分の思いをしっかりと伝えられる子供というのがいます。そういった子供たちを私たちはこの特別支援教育の中でしっかりと見きわめて、話をしていかなければいけないというふうなことを思っております。

最初に全体に広げるような形というふうな話がありましたけど、校長会の中でもそういった話が出て、教育委員会と話をしまして、10月に行われる就学時健康診断の折に特別支援学校の先生に来ていただいて、全体会の中で話をしていただいて、そして、校長が面接をする場所がありますが、その一面に特別支援教育のコーディネーターの先生が控えてそこで相談を受ける体制もここ二、三年前からやっておりますので、そういった保護者のほうも浸透を少しずつ、教育委員会としてもやっていって広めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

以上で、2番 横山聖代議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。2時10分から再開します。

午後1時52分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、13番 藤川法男議員。

○13番（藤川法男君）

よろしく申し上げます。

波佐見町は十数年来、行政財政改革を断行してまいりました。行政とともに、そしてまた町民とともにやってまいりました。そのさなか、昨年12月に官製談合が発覚いたしました。なぜその周りが気づかなかったのか。そしてまた、そのサインはなかったのか。事件が終わってその発覚後はどういうことでも、あのときああいうことを、ひよっとすればということがあったはずです。今後も身を引き締めて頑張っていたいただきたいと思っております。

本町も活気あふれる町ということでいろいろな面で多方面から紹介をされております。町長も行政の横断的な改革、協働などを中心として行財政改革を訴えてこられました。

うがった考えでありますけど、実行したのは補助金だけなのか。そうではないはずですが、やはり今後も身を引き締めていただいて、そして町民が何を求めているか、町長サイド、また行政サイドには、いろいろと甘い話があるかもしれません。十分注視して、そしてまた町民の付託に応えるべきであります。

それでは私の質問に入ります。

2点であります。町道整備事業計画について、また、二つ目は、産業育成推進についてということですが。

1 番目の町道整備事業計画について。

本町の町道整備事業は、各自治会から道路に関する諸問題が要望されております。しかし、事業の予算不足などにより改良工事、舗装工事など限定的でありまして、進捗状況もよくなかぬ厳しい状況であります。

その1、町道やそれに準ずる公道等の道路幅員や道路認定などはどのような条件が必要とされるのか。

その2、本町の財政状況は厳しい中、町道整備事業計画がなされておりますが、どのような予算編成をしておられるのか。また、そのような状況下にあっても、通学路などは早期の実現を図るべきと思っておりますが、お答えをお願いいたします。

2 番です。産業の育成と推進について。

その1、農業の分野で、駄野地区の農業競争力強化基盤整備事業が、平成29年度から平成34年度まで6年間実施されております。農地の利便性が増し効率的な運営になりますが、農業の従事者の収益に関することはどうなるのか、それをお答えをお願いいたします。

その2 番です。本町の農業は土地利用型を中心に行われておりますが、後継者不足であると言われております。農業の有識者の中からは、ハウス栽培や果樹・花木栽培などは少ないとの指摘が常時あります。それらの分野で起業をする意欲のある若手農業者あるいは農業を学ぶ学生、波佐見版の農業をする協力隊みたいな全国的な募集をし、新たな方向性を見出すことはできないか、お答えをお願いいたします。

最後になります。陶農事業の中心で農家民泊も推進されておりますが、他人が宿泊をしますと諸問題があります。そこで、受け入れ側の研修として自らその人たちが民泊を体験するツアー、仮称ではありますが、お試し民泊などを計画してはどうかということで、御質問いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

13番 藤川議員の御質問にお答えいたします。

1、町道整備事業計画について。

(1) 町道やそれに準ずる公道等の道路拡幅や町道認定などはどのような条件が必要とされるのか、また、本町の財政状況は厳しい中、町道整備事業計画がなされているが、どのような予算編成をしているのか、また、そのような現状にあっても通学路などは早期の実現を図るべきではないかという御質問ですが、道路は住民の生活にとって欠くことのできない最も基本となるライフラインの一つであることは改めて言うまでもありません。

本町の道路につきましては、6路線の県道を基幹道路として、これにつながる308路線の町道があり、生活道路として欠かせないものであります。

町道の認定につきましては、その要件として、幅員が4メートル以上で、産業や経済の活性化に寄与し、住民が生活を営む上において重要な役割を果たす公共性の高い道路や、住宅団地を造成した地域において、おおむね住宅建設が完了している団地内の幹線的な道路であることなどがあります。

また、道路敷が個人などの名義の場合は、寄附などにより町に所有権移転登記された後において認定の手続を進めることとなります。

これら町道の拡幅改良、補修等の整備につきましては、担当課による巡回、あるいは一番身近にある地元自治会からの要望をもとに、緊急性や交通量等道路状況を考慮しながら、計画的に施工しているところです。

特に通学路につきましては、安全性確保の観点から、学校周辺を中心に安全点検を行い、改良・整備を行っており、可能な限り歩道の点検や車道をカラー舗装するなど、運転者に注意を促すような措置を行っています。

次に、産業の育成・推進について。

農業の分野で、駄野地区の農業競争力強化基盤整備事業が平成29年度から平成34年度まで6カ年で実施されている、農地の利便性が増し効率がよくなるが、収益性はどうかという御質問ですが、駄野地区における基盤整備事業については、御承知のとおり、総面積65ヘクタールの圃場が平成30年度から34年度にかけて、年次計画に沿って工事に入っております。

本事業は、ハード事業の計画とあわせて、効率的かつ生産性の高い農業展開を図るべく、営農計画の策定や担い手への農地集積が行われてきました。

平成27年10月に策定された営農計画においては、これまで主流であった米・麦・大豆を調整し、バレイショやキャベツ、タマネギなど収益性の高い畑作物の作付を、法人組織が中心

となって推進していく構想が示されています。

しかしながら、地元においては、これらの営農計画が果たして計画どおり着実に実現できるのか不安や疑問の声も聞かれていることから、現在、駄野地区の営農活動を後押しすべく、国の支援事業である園芸作物生産転換促進事業の申請に向けて、県やJA、地元関係者などと鋭意協議を進めているところであります。

この事業は、米政策の見直しによる水田農業の所得確保を図るために、水田の畑地化を推進するモデル集落を選定し、栽培技術の確立や出荷先の確保、農業機械の導入などに向けた取り組みを支援するというものです。

このような事業を契機に、基盤整備完了後の本格的な営農活動が展開できる環境づくりに町としても関係機関と連携し、最大限の支援に努めてまいります。

次に、本町の農業は、土地利用型を中心に行われているが、後継者不足である、農業の有識者の中からは、ハウス栽培や果樹・花木栽培などは少ないとの指摘がある、それらの分野で起業する意欲のある若手の農業者あるいは農業を学ぶ学生を全国的に募集して、新たな方向性を見出すべきではないかという質問ですが、議員御指摘のように、いかなる分野を問わず、農業における担い手不足は深刻な課題であります。

本町においては、高齢化や担い手不足を解消するために、集落営農組織の法人化や中心経営体などへの農地集積を推進し、持続的な営農活動が展開できるよう所要の支援に努めています。

また、お説のとおり、本町農業は水田による土地利用型農業が主流となっており、米・麦・大豆を中心に、稲発酵粗飼料（WC S）や飼料用作物、アスパラガスやイチゴなどのハウス栽培、キャベツやタマネギなどの露地野菜も作付されています。

収益性の高いハウス栽培においても、後継者不足などで廃業となるケースも出てきておりますが、その一方では、農業学校の卒業生やUターンによる新規就農の動きもあり、ハウス栽培を希望されていることから、現在、関係機関との調整を進めているところです。

そのような状況の中で、現状では若手に限らず農業者を外部から呼び込む体制はできていませんので、まずは受け入れ側となる農家の意向を踏まえた上で、定住化促進事業等との連携を図りながら調査研究を進めてまいりたいと考えます。

(3) 陶農事業の中で農家民泊も推進されているが、他人が宿泊するため諸問題がある、そこで、受け入れ側の研修として、自ら民泊を体験するツアー、お試し民泊を計画してはど

うかという御質問ですが、本町には平成28年度末で7軒の体験民泊が開業されており、「とうのう」の体験メニューなどと連携した取り組みを推進しているところです。

ここ数年の動きを見ますと、宿泊者数は増加傾向にあるものの、民泊件数では高齢化などの理由で廃業されるケースもあり、伸び悩んでいるのが現状であります。

平成30年度においては、全国グリーンツーリズム大会が長崎県で開催されることになっており、大村、東彼管内での分科会も計画されていることから、本町への民泊要請があつております。

近年では、本町を訪れる観光客が増加し、田舎暮らしの体験や触れ合いの場として、体験民泊の需要も一段と高まっているところです。

農家民泊の拡大策としては、広報等で年間を通じて募集しており、今年度には1軒が開業されましたが、まだまだ不足している状況にありますので、モニターツアーなどを開催し、さらなる農家民泊の掘り起こしに努めてまいります。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

最初の町道整備に関して、どういうふうにすれば町道認定幅幅条件があるのかということ、今、るる町長から説明をいただきました。

産業厚生委員会でも付託をされましたので、委員の皆さんと現地を確認しました。

その中で、条件が四つあるわけでしょうけど、基準が、3番目の住宅団地を造成した地域でおおむね住宅建設が完了している幹線の道路ということであるわけですが、これは岳辺田地区が該当するということを確認しております。

例えば、今でも住宅は民間の方が造成をされておる、また計画もあるようでしょうけど、例えば10軒、20軒がおおむね住宅が完成したというときに、何年ぐらい経過したらこういう基準に該当するのか、お答えをお願いします。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

今、議員のお尋ねの件で、さきの産業厚生委員会の中で、町道認定の基準及び手続に関する内定を提示いたしまして、その中で3番目に、住宅団地を造成した地域でおおむね住宅建設が完了している団地内の幹線的な道路というふうな条項がございます。

そのことについてのお尋ねでございますが、何年という形ではなくて、おおむね住宅建設

が完了ということで、一般的におおむねと言いますと、例えば、20区画あれば8割程度がおおむねというふうな形で考えられますので、早い時期にその住宅が8割程度建設されたというふうな状況になれば、地域の要望なり町のほうでの判断もいたしながら町道認定をすることになるかとお思います。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

私は、住宅がおおむね、8割、9割建てて、それが何年ぐらいしたら認定になるか。すぐなるんですか。そこを聞いております。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

それに関して、何年たったら認定をすとかそういう規定はございませんので、今、おっしゃられたように、岳辺田においては、現在、8割程度がもう建設が進んだということで今回の認定ということになっておりますので、何年たったらできるとかそういったことの要件はございません。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

何年というのは明確にはないと。じゃあ、判断でされるわけでしょうかね。じゃあ、町長部局の判断でということです。

それに関して、もう一つの今度の認定は折敷瀬団地に係る道なんでしょうけど、あそこは今、AZホテルが、民間が建っておりますけど、前は焼き物会社が建っておりますして、廃業されまして、なかなか道の確保をできなかったということなんでしょうけど、その方はおられて息子さんもおられるわけですから、あそこをはかれば、確認していただければ、ちゃんとは何メートル、ここは何メートルと杭を打って、町道認定にもっと早く上げられなかったのか、お答えをお願いします。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

今の議員の御指摘のとおり、新しく今の折敷瀬団地ができたのが、平成10年に12戸が建設をされております。その時点と現在そんなに状況的には大きくは変わってないというふうに思っておりますが、はっきり言いまして、早い時期に町道認定は可能で、名義変更がどんな

時期にあったのかちょっと今、手元に資料がございませんが、その時点でも可能であったのではないかと思いますし、今回も町営住宅に行く道路が町道となっていないというようなことがはっきりしてますので、今回の認定ということで上げてるところでございます。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

8割程度が大体というようなところですけども、結局岳辺田の場合は、造成してできてからちょっと時間がかかるとるんですね、8割ぐらいになるのに。だから、近いところでは、宿とか何とかでは、大概8割程度になってくると、地元から町道認定にということで要望が来るわけですね。だから、そういう時点で判断をして認定をするというようなことです。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

岳辺田のことをさっき説明いただきましたんでわかりますけど、例えば、今の折敷瀬団地のところを、ホテルが建って当然にぎわってるんでしょうけど、今度はあそこは住宅から下ってくるときに、1メートル80ぐらいの段差があって、直角に歩道があって、ライトバンみたいなやつは前が少ないですから、しかし乗用車はあそこに出んとわからないんですよ。ほいで、ちょうどミラーが手前にあるわけですよ。そこに到達したときに見えないわけですよ。遠くからは見えますけど。しかし、その見えないということで、道の向こうについているわけでしょうけど、小さいもんで非常にわかりにくいということで、あそこら辺におる方も、私も体験しました。学生さんでしょうかね、夕方さっと来るもんですから、もう20キロ、30キロで夕方来るもんですから、はっと思って、「ああ、危なかな」と思って私も勘違いしまして、「何しよっとか」と思ったんですけど、実際はこっちが悪いと。

そういうことが勘違いでいろんな捉え方がなるわけでしょうけど、そういうところを早く認定をしていただいて、危なかつころは、全部とは言いませんよ、場所場所を選んで認定をして拡幅を私はすべきと思っておりますけど、町長いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そういう現場は見て、そして適正な対応をすべきじゃないかなというふうに思っております。そういう声はその地区からとか自治会から出たら、すぐその場に現場を確認をして対処するというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

今、具体的な場所のお話がございましたので、現地を確認したいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

そういういろんなところが多分ありますんで、問題は予算だということで、非常に問題がありましょけど、場の把握はしていただいて、そしてまた、課長も2年、3年で変わりますんで、私も前課長にも相当いろんなこととお話ししましたけど、当然それは伝わっていなかったということですから、そういうこともしっかりと後に引き継ぎをお願いしてやっていただきたいと思います。

そして（2）番なんですけど、町道整備は、さっきおっしゃったとおり、6路線の308ということで、私も平成28年、29年、30年の改良工事、舗装工事の資料をいただいております。

ここは平成28年から言いますと、八島田ノ頭線、多分今年完成じゃないかなと思っておりますけど、長原線、木場山線、薪釜線、南部線、そして舗装工事が川内本線、金屋本線、広域今熊線、中尾本線と、これが28年からですね。その前の27年は八島線と木場線がそれにかかっておられるということで、29年もその9路線は同じです。30年も同じです。ですので、特に舗装工事あたりが川内本線、金屋本線、広域今熊線、中尾線と。川内本線、金屋本線は側溝工事かなと思っておりますけど、ほとんど進んでいないというのが実態で、そういうことも含めて予算を上げてから計画されておるのか、そしてまた、その予算が当然この予算でほとんど使ってしまいますんで、違う要望等の予算を、大体その建設の中にどれぐらい毎年毎年といいますか、新しい要望的なことを何%ぐらい加味して予算編成あたりの要望をされるのかお伺いします。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

議員が今、具体的な路線名をずっとお話しされたんですけども、ずっと継続をしてる路線もございますし、どうしても緊急的に舗装面で痛んでるところが気づかない部分で出てきたりしますので、飛び込みで改修をしたりする場合もあります。

29年度につきましては新たに6路線とか補正予算を組みまして舗装のやり直しもしたりし

たところ。先ほど言われた金屋本線、それから川内本線等につきましては、側溝整備とあわせて舗装の整備も行っております。

今後は基本的には継続をしながらですが、その中で緊急的な場所が出てくれば当然そちらを優先する場合も出てくるということで、予算の範囲内でやっていくというようなことをございますけども、割合ということをございましたけども、改良を上げとる分で行きますと、今年度の改良に関しては、今、路線を決めている部分以外では余裕としては120万を取っているということをございます。ほとんどが、今、上げてる計画路線ということをございます。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

今、課長がおっしゃったとおり、非常に厳しい状況にあると思っております。

金屋本線、川内本線にしても側溝と舗装ですから、多分10メートル、20メートルぐらいかなと思っておりますけど、大体どれぐらいの、去年、おとしは、進捗状況はなったんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

現在継続して行ってる路線が川内本線、金屋本線、鮎尾今熊線、中尾本線でございます。大体予算的には今年度も50メートル弱の整備を行うように予定をしております。鮎尾今熊線、中尾本線につきましては舗装のみということをございます。（「何メートルぐらいですか、舗装は」と呼ぶ者あり）延線につきましては同様に50メートル弱ぐらい、50メートル程度と理解していただければと思います。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

やはり非常に厳しい状況の中、要望に応えるというのは本当に難しいわざなんだろうけど、ふるさと納税あたりが、聞くところによりますと基盤整備、町のためということですから、多少はそっちに該当するかなと思っておりますけど、予算を今までのできなかったところにも多少なり予算化できるのか、御質問いたします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、根本的に道路の事業費をどのように割り当てているのかということをおししますと、

全体の予算のめどを毎年秋口に3カ年の振興実施計画というものを立てて、どのくらいの財源があってどのくらいの予算規模になるのかという見通しを立てております。過去の決算、あるいは新たな国の制度、そういったものを加味しながら立てておるわけです。それから、町税の収入見込み、各国からの交付金状況、そういった中において、何度も答弁をしておりますが、扶助費等の義務的経費が確実に増えておりますので、どうしても臨時的な経費となります建設事業費に回せる財源を食いつぶしていかなくてはならないという、そういう非常に厳しい財政運営を行っております。そういった中で、各最大限できるような道路予算の割りつけ、あるいは国の補助事業を活用しながら予算の割りつけを行って、新年度の予算編成に臨んでいるところでございます。

先ほど申されました、ふるさと納税の活用も考えられるのではないかと。

当然のことながら、新年度、30年度の予算に対しましても、特に子供たちの通学路関係、この関係につきましては、数百万の事業費をふるさと納税の基金を活用して事業費の財源としておりますので、それから、どうしても町内の経済状況によっては整備しなくてはいけない道路等も出てくるかと思えます。緊急性、あるいは重要性を勘案しながら、事業の優先順位を決定しながら、そういったものに活用ができるようであればふるさと納税の活用も十分に検討すべきことであろうかというふうに思います。

それから、できるだけ公共事業の発注の均等といいますか、年度当初に発注しにくい状況がございますので、そこら辺ができるように、さきの補正予算では3,000万円の債務負担行為という限度額を設定させていただきながら、早期に発注してなるべく早い時点において道路改良に着手できるような予算編成も行っているところでございます。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

また、今、課長がおっしゃったのも重々わかりましようけど、私たちは議員でありまして、要望されるのは、町民のされるのは、少々無理なことでも言わなければならないということで質問をしております。

そこで、あと1点、2点。

ポートピアが、多分、平成十七、八年ぐらいから本格的な業者の協議があって、今、順調に運営をしておりますやろうけど、多少近隣にできたということで寄附金が下がっておりますけど、しかし、2,500万円前後の寄附金があるということで、平成17年、18年の認可

の説明の折、あそこ付近の岩ノ下線、今、工事をなされておりますが、あそこを通りにくいということで、そしたら拡幅をいたしますということで町長がおっしゃったということで、住民の方もしきりに話しておられましたので、私も2回ばかりここで質問をいたしました。

そのときの答弁は、そういうことは私は余り記憶にないというふうな考えでした。要するに、書類には残っていないと。そのの説明会で数度言われたということで、今、工事がしてあります。

してあることは喜ばしいことなんでしょうけど、そののできるという課程において、当然ながら畑が2面あったわけでしょうけど、多分お約束をされたもんですから、いろんな手続をされたと思ってしまうけど、そういう手続の中、やはり地主の方がOKを出さなければなかなかできないということも重々わかっております。

地主の方に何回ぐらい接触されて御相談をされたのかお伺いいたします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そういうあれで、いつもみんな集まっていたいて、そこで必ずみんな協議をして進めてきたところですよ。個々に会ったということはほとんどないと、私の記憶ではありません。ただ、その仲介をしとった人が会ったかどうかはわかりませんが。

だから、私たちが行政として一緒にあれするときには、皆さん集まっていたいて、内ノ波会館ですかね、あそこで協議を何回かした記憶はあります。その中で、する、せんというようなことじゃなくして、できるだけそういう要望に沿っていきたいというような形で、すぐできることは県議も一緒になってあそのあたりのいろんなことをやりました。

そして、しばらくは別に意見・要望等もなかったのもそのままにしておりますけども、毎年年間地元の人たちとの行政との協議も話をして、こういうことというふうに意見を言われたときにはできるだけそういうふうな意に沿っていけるようにしております。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

町長はそういうふうにお考えでしょうけど、地元は、あそこは相当難儀したボートピアの開設をなさっております。それは町長も十分御承知です。ですので、あそこら辺が本当に見えにくいんですよということで、私は、数人の人たちから、町長がそういうお約束をされたということで聞いております。ですからあそこが広がったんでしょ。じゃあ何のために、予

算がないのにあちこち、今、課長から聞けば、予算がないっていうのになぜ急にそういうこととなるのか。

例えば、ポートピアはさっきおっしゃったとおり、一般財源に入って寄附金としております。ただ、今、どれぐらいかかったかでしょうけど、そんなお金はかかっておりません。ただ、そういうお金をやはり先に使っていただいて、あとは寄附金として町の一般財源で使っていただきたいと。

そういうことも住民の方は、そういう難儀なときに、そしたらこっちもこういうことでという折り合いをつけたっていうことですから、そういうことを現実としてあっておりますので、予算は非常に難しいでしょうけど、そういうのも予算化をしていただいたと。それはいいですよ。しかし、十何年以上かかっております。たったあれだけです。もっと早くすべきだったと思っております。

次にいきます。

次は、産業の育成ということで、駄野地区の事業説明ということでしていただきました。総事業費が13億1,800万、測量と設計を入れたら14億円以上、総額で15億円以上になるのかなと思っております。

さっきおっしゃったとおり、農業もなかなか行き詰まっております、担い手もない。担い手もないということは、利益も少ないということにつながる可能性もあるわけです。

その中で、やはり収益性に勝るのがないかということで日本中しておりましたが、質問に書いておりますとおり、土地利用型は年に1回しかできません。どがんでしても1回です。それに関して機械代が非常に高い。機械代で追われるというふうな今の状況でありますので、もう一度駄野地区の計画をお聞きしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

駄野地区の計画についての御質問でございますが、町長申しましたように、今年度、平成29年度においては駄野地区の実施設計あるいは測量等が実施をされて、いよいよ30年度から工事に入ってまいります。

30年度につきましては工事計画を順次申し上げていきたいと思いますが、平成30年度におきましては10.6ヘクタール、約2億7,300万円の工事でございます。それから31年度につきましては24.3ヘクタール、工事費が4億7,300万、32年度につきましては19.3ヘクタール、

3億8,900万、33年度につきましては10.6ヘクタール、2億4,100万、それから最終年度につきましては、付帯工事、道路等の最終的な整備等も含めて1億600万のそういう計画が立てられております。

あわせて、駄野地区においては営農計画が立てられておまして、平成27年10月に営農検討委員会が開催されまして、この駄野地区のおおむねの営農計画が立てられております。

その計画の内容につきましては、水稻もあるんですが、あわせてバレイショであったりとかキャベツ、タマネギであったりとかそういった作付品目が設定をされております。

特に、10ヘクタール以上は畑地化をするというような計画でありますので、年間を通してそういった野菜等の作付がされる計画になっておりますが、ただ、これは計画のことでありまして、なかなかその通りいくかどうか不安視されてる部分もございますけども、そういった計画がうまく動きだすような事業もあわせて計画をされてるところでございます。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

ありがとうございました。

その中で、当然畑作は、今、町長も御答弁あったとおり、バレイショ、タマネギ等を法人化の計画にすると。しかしこれもなかなか計画も難儀してるということをお聞きしました。

また、課長のお話も聞きまして、6カ年でしょうけど、ただ、畑作をするときにはまず土地がそれにふさわしいかふさわしくないか、そしてまた、つくったとききれいに100%できるって保証はないわけですよ。そういうときに、例えば初めてつくった畑を、いいときもあるでしょうけど、よくって7割、8割、悪ければ半分というぐらいのところも聞いておまして、それが土地改良してずっとよくなるということで、絶対100%はないわけですよ。

そしたら、七、八割で生計を立てなきゃいかんと、利益を出すということですから、農林課の予算の中に試験的にハウスを栽培して、補助金を得て、ハウスを建てて、そこで農産物加工の店とかに販売をできるような形をとりたいということですから、そういうお話しハウスみたいなことを推進していただいて、完成したときにはある程度立派に畑作あたりをできるような状況に持っとかんと、できてしまいました、じゃあしましょうかということからすれば非常に無駄が出るということで、他の市町村もお試しハウスということで起業家を呼んで、2年、3年ぐらいをそこでちょっとしてくださいと。これは公設民営です。町がしてや

って、後は定住する人たちにしてくださいということとなっております。

ぜひ、そういうことも視野に入れて、例えば、四、五年、五、六年したら、すぐって言うんでしょけれど、ある程度順調にいくような仕組み、今までの農業が土地利用型、機械を中心とした利用ですから、今後、今、おっしゃったのを、手仕事が多いわけですね。だから、そういう意味で、慣れて早くいろんな気づく点もあろうかと思えますんで、ぜひそういう公設民営型のお試しハウスみたいなやつをつくっていただいて、圃場整備がなる途中にいろんな連携をしていただくということも一つかと思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

御提案ありがとうございます。先ほど後押しをする事業を手がけているというようなお話をしましたけど、これは水田地帯における水稻から園芸作物への転換事業ということで、国の支援を受けて3カ年の事業で計画を、今、作成をいたしているところです。

田ノ頭、駄野地区においてはここ数年来実証圃場ということで、キャベツの実証試験とか大豆の摘心栽培とかそういった試験栽培に手がけておられます。

そういったことも含めて、この3年間の事業を含んで、工事が完了後に本格的なそういう営農活動ができるような環境づくりをやろうということで、まずこういった事業を手がけていくというようなことで、行政とかあるいはJA、受注者等も協議会をつくってこの事業を進めていくというような計画をいたしておりますので、その事業の中にもハウスを活用したメニューもございますので、そういったものも含めて研究してまいりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

さっきおっしゃったようなメニューをある程度増やして、ぜひ完成時期にはある程度立派に仕上がるような方向性を見出していきたいと思えます。

次に、民泊に関して、農家民泊ということで7事業者、前は10ぐらいあったと思えますけど、今、なかなかそういうことで減っております。

民泊は、泊まる、そして食事をする、そしてまた入浴するというので、私のように男性はよかよかって言うんでしょけれど、やっぱり女性の方が中心でお世話をするというので、女性の方をそういうところに、全額とは言いませんよ、連れていっていただいて、「こういうところよかとか」と奥さん方にある程度認識をさせれば、ハードルが高いんじ

やないというのもあるものですから、「そがんに御馳走とか出しきらん」というところが
多いものですから、他人のところに泊まって、「あ、これでいいのか」という自信あたりを
つけさせて、説明会とかいろんな方法をとっていただければ多少は理解は広がると思います
けど、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

先ほど町長申しましたように、利用される方は年々増えつつあるんですが、なかなか軒数
が伸び悩んでおるといのが実態でございます。今、おっしゃったように、いろんな家庭的
な条件とか、おうちの構造であったりとか、そういった要件が加味したり、あるいは交流を
好まれる方とか条件が全てマッチしないとなかなかこの事業は増えていかないのかなという
思いもいたしております。

幸いにして29年度は1軒増えておりますので、さらにその利用者も増えていくんだろうと
思いますが、中にはいろんなさされてる中で高齢者がおられたり、子育て支援が入ってきたり
して、一時休止をされてるところもございます。

そういったことで、今年の2月にお試し民泊ということでツアーを計画を1回したんです
が、残念ながら参加者がそのときにはいなかったということで、今後も引き続きそういった
民泊に対する御理解を得るように進めていきたいというふうに考えます。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

さっき言ったように、食事と睡眠とあとは入浴なんですけど、ここを私のところも昨年そ
の前でしょうか、うちも40人ぐらい宿泊をされました。

うちは農家ですから見てのとおりで、しかし、いろんな人がいろんな話をされて、この前
は埼玉から夫婦が来られて、2歳とか1歳でしょうかね、子供さんを抱えて来られて、いろ
んな話をされて、私もそのぐらいの年かなと思って、子供がようやく慣れてじいちゃんと私
に言いまして、「じいちゃんやなかばってんね」と言いながら、和むといえますか、いろん
な人がそういう会話の中に、民泊は営まれておりますんで。

お風呂も、私は波佐見温泉の湯治楼に行って、私は払いません。皆さんが払うんですよ。
そして、満足して来られます。

そういう方法もありますし、よければ補助的なこと、今、600円でしょうかね、そういう

ことも民泊の中に組み込んでいただければ。人はもうけるわけじゃないんですよ。そこに行って初めて半額ですからね。そういうふうなことも湯治楼の活用の対象にならんかと思っております。

そしてまた、大村と東彼杵町の連携民泊というのがあったと思うんでしょうけど、大村はかなり設備投資をしているということで8,000円から8,500円と、1泊2食で。東彼杵は7,000円から7,500円。波佐見町は多分5,750円か5,950円のどっちかでしょうね。250円でしょうか、観光協会に手数料等払うということで。

もうけなくていいんでしょうけど、5,000円台の、そしてまた、多分満足して帰られますよ、皆さん。いろんな、やきものの町ということで。ぜひ、もう少し東彼杵町並みにせんと、1回2回はボランティア感覚でしまししょうけど、継続は非常に難しいと思っております。

ですので、そういう価格設定と温泉券の補助あたりはいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

民泊の価格設定のお話でございますが、私もその辺の設定の経緯はよく存じ上げておりませんけども、この民泊あたりの事業につきましては、都市の交流協議会あたりの総会でいろんな体験ツアーのメニューであったりとかこういった中身の協議をいたしておりますので、そういった席においても、ただいま御提案がありました件についても協議してまいりたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

民泊の価格設定についても、民泊の事業者の方が集まって一旦価格設定をされてますので、また事業者に集まっていただいてその辺適正だったのかというのを再度行っていただいて、また決定されればいかと思っております。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

最後になりました。

ちょっと戻って、若手の方の募集ということで、さっき壇上で言いました波佐見版の農業起こし協力隊とかそういう分野で、観光はそういうことでかなり人材が来るということですから、ぜひ農業もそういうふうな感覚で、やきものと農業ということでバランスのとれた若

者の来るような町にさせていただきたいと。そしてまた、そういう方法性を見出させていただきたいと思います。

もう一つ、さっきポートピアのところで拡幅をしていただくということで、本当にありがとうございました。

しかし、横は川で、ミラーをつけてあるんですけど夜は離合が非常に危ないということで、ガードレールをほんのカーブでいいからということで、この前の話し合いでも出ておりましたんで、ぜひ見られて確認をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（今井泰照君）

以上で、13番 藤川法男議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。3時20分より再開します。

午後3時6分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、12番 堀池主男議員。

○12番（堀池主男君）

皆さん、こんにちは。

私は、さきに通告しておりました3項目について質問いたします。

初めに、マイナンバーカードについて。

平成27年10月から日本国内の全住民に通知され、一人一人が異なる12桁の番号をマイナンバーといって個人が特定されないように住所地や生年月日など関係のない番号が割り当てられ、また、法人には1法人に一つの法人番号13桁が指定されていますが、次の件について伺います。

(1) 通知カード及び個人番号カード交付申請兼電子証明書を受け取られた対象者は何名で、カードを取得された方は何名ですか。

(2) 個人情報保護に対する窓口での対応と安全性やプライバシー等は大丈夫ですか。

(3) マイナンバーカードの申請はどのように行うか。また、紛失したらどうすればいいか。

(4) 平成28年1月から利用されていますが、詐欺や事件等は発生していないか。
次に、教育施設について。

中央小学校は現在地に平成7年4月6日新校舎に移転し、現在地に至っていますが、次の件について伺います。

(1) 平成4年3月からオープンシステムについて検討され採用に至ったが、決定した理由は何ですか。

(2) 以前から冬の季節になると寒さを感じていましたが、昨年と今年の1月に総務文教委員として学校給食に招待され、児童と食事をする機会がありましたが、改めて寒さを感じた。開校から現在までに児童や保護者から改善の要望はなかったのですか。

(3) 平成30年度に中央小学校において教室の壁の設置予定されていますが、なぜ今まで行われなかったのか。

(4) 各学校の教室に扇風機の設置が予定されていますが、工期はいつごろの予定ですか。
次に、施政方針について。

(1) 昨年10月から教育委員会の代表である教育委員長と事務の総括者である教育長を一本化した新教育長のもと、人づくりに重点を置いた学校教育や社会教育などの各分野において総合教育会議を活用し、厳格かつ効果的な教育行政に努めるとありますが、今まではどうだったのか。また、総合教育会議とは具体的にどのようなことか伺います。

(2) 就学援助の制度周知を進め、家庭における学習環境の充実を推し進めるとともに、きめ細やかな教育支援が必要な児童生徒に対する特別支援教育支援員の配置、小学校に外国語指導助手の増員や学力向上支援員を配置し、教師の授業補佐を行い、子供たちの確かな学力向上対策に努めるとありますが、児童、保護者への周知はできているのか伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

12番 堀池議員の御質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーカードについて、(1) 通知カード及び個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書を受け取った対象者は何名で、カードを取得された方は何名かという御質問ですが、平成27年10月5日を基準として通知カード及び個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書を世帯単位で配付をしております。配付数につきましては、5,196世

帯、1万5,117人に配付しております。

また、そのうちカードを取得した人は、平成30年2月1日現在で926人となっており、取得率は6.1%となっております。

次、(2)個人情報保護に対する窓口での対応と安全性やプライバシー等は大丈夫かという御質問ですが、マイナンバーカードの受け取りにつきましては、本人来庁が原則で、成り済ましを防止するために本人確認書類をもとに厳格に本人確認を行っております。

また、確実な本人確認のため、顔認証システムも活用し、カードの写真と本人の照合をカメラ機能を利用して行い、一致が確認された後、暗証番号入力後に交付をしております。

交付の際に、有効期限等の説明を行い、マイナンバーカードが隠れるカードケースに入れ、マイナンバーカード及び電子証明書の利用の御案内のチラシを配付しております。

マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで、表面に氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、そして裏面には12桁のマイナンバーが表示されますが、写真付きなので他人が成り済まして使用することはできません。

また、ICチップには、税や年金、預金残高などプライバシー性の高い情報は入っていませんが、情報の確認には暗証番号が必要で、一定回数以上間違えるとロックされます。さらに、ICチップの情報を不正に読み取ろうとすると自動的に記録情報を消去する機能など、カード本体やICチップにも偽造防止のためのさまざまなセキュリティ対策が施されています。

次に、マイナンバーカードの申請はどのように行うのか、また、紛失したらどうすればいいかという御質問ですが、申請方法は、郵送による申請、スマートフォンやパソコンでの申請、またはマイナンバーカードの申請に対応した証明写真機での申請があります。

まず、郵送での申請方法は、平成27年11月以降に送付しました個人番号の通知カードのほかに、附属してあります申請書に署名・押印して顔写真を張りつけ、同封されていた返信用封筒にて郵送していただくことになります。もし、申請書をなくされた場合は、役場でも再交付が可能です。

次に、スマートフォンやパソコンでの申請は、インターネットで専用サイトにアクセスし、デジタルカメラやスマートフォンで撮影した写真を使用して申請することができます。

また、マイナンバーカードの申請に対応した証明写真機での申請は、交付申請書を持参の上、タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、画面の案内に従って必要事項を入

力後、顔写真を撮影し送信することで申請が完了します。

このいずれかの方法で送られた申請書は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）で受理されます。その後、カードが作成され、役場に送られてきた後、戸籍係から交付通知書を送付しますので、申請者本人に役場窓口へ受け取りに来ていただくこととなります。

一方、マイナンバーカードを既に取得されている方がカードを紛失した場合、第三者による成り済まし利用を防止するため、国が設置している24時間対応のコールセンターへ至急連絡していただき、カードの一時停止措置をとる必要があります。また、警察署に対して遺失物届の手続も必要となります。

なお、再発行を希望される場合は、警察署で発行される受理番号の控えを持参していただき、役場で再交付申請を行っていただくこととなりますが、その際、カードの再交付手数料として1,000円が必要となります。

詳しくは、通知カードの配付時に同封されているパンフレットで御確認いただければと思います。

（4）平成28年1月から利用されているが、詐欺や事件等は発生していないかという御質問ですが、現在のところ、詐欺や事件等は発生しておりません。しかし、国のコールセンター等には、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や、個人情報の取得を行おうとする電話やメール、手紙、訪問等に関する情報が寄せられているようです。

マイナンバーカードに関する通知や利用の手続で口座番号や暗証番号、さらに所得や資産の情報、家族構成などを聞いたり、ATMの操作をお願いすることは一切ありませんので、不審な電話やメールはすぐに切るかまたは無視していただき、それでもしつこい勧誘等についてはマイナンバー総合フリーダイヤルか警察に御相談いただければと思います。

本町としましても、詐欺等に巻き込まれないよう広報紙等により呼びかけていきたいと考えております。

教育施設、総合教育会議等については教育委員会から答弁があります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

堀池議員からの教育施設についての質問にお答えをいたします。

中央小学校のオープンシステムの経過でございますが、当時の国の施策が大きく影響しております。

平成元年に改定された学習指導要領においては、小学校における生活科の新設や道徳教育の充実を図る中、学校・家庭・地域社会への連携が重視され、地域性や個性を生かした学校づくり、教育の変化に対応する学校づくり、地域に開かれた学校づくりが求められる内容となっており、これら独創的な学校を整備する場合、国の財政支援もございました。

全国にも、国の方針に呼応して独創的な学校づくりを行う機運が高まり、地域に開かれた学校として、教室と廊下の間に壁を設置しない、議員お説のオープンシステムを採用し整備する学校が多くあったところです。

本町においても、平成3年度に設置しました中央小学校改築推進委員会において、これら国の動向の調査やオープンシステムを採用した学校の視察を行い、教室と従来の廊下をワークスペースとして一体的に活用することで、他のクラスとの合同授業や地域の方々と共同学習など多様な活用が期待されたことから、このオープンシステムを採用し整備したところがあります。

次に、2点目と3点目の質問は関連がありますので、あわせて答弁します。

中央小学校は、平成7年4月に移転開校した後は、オープンシステムを使いながら授業を展開しているところでありますが、国は平成11年、学習指導要領で、いわゆる「ゆとり教育」を導入した後、平成21年の改訂、今回の学習指導要領の改訂を経て、脱「ゆとり教育」に方針を改め、多様化する社会の中で、従来の知識習得に加え思考力の育成に重点が置かれる内容に変わりました。

これら国の動向が変化する中、オープンシステム自体について、児童または保護者から改善の要望等は上がっていませんでしたが、他校から赴任した教職員からは、隣の教室の声も聞こえてくることや、議員お説の冬の時期に温度が上がらず授業が不安だとの声が寄せられ、壁の設置について要望があっていたところです。

教育委員会においても、今後の学習指導要領の対応を踏まえ、児童が授業に集中できるよう教育環境を整えることで、教育委員会定例会等で検討を重ね、今般、町長部局との財源調整が図られたことから、平成30年度において中央小学校の各教室に既製品の壁を設置することとしたところがあります。

4点目の、各学校教室の扇風機の設置でございますが、授業との関係や天井に設置する安全施工を鑑みた場合、夏季休業中に行うのが基本と考えていますので御理解をお願いします。

続いて、施政方針についての質問にお答えをいたします。

教育委員会は、都道府県や市町村におかれる合議制の行政委員会で、首長から独立した執行機関です。

教育委員会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき設置されていますが、時代の変化に伴うさまざまな教育課題に対応するため、平成27年4月にこの法律の改正が行われ、従来の教育委員長と教育長を一本化した新教育長を、町長が議会の同意を得て直接任命することになりました。

あわせて、従来は町長が教育行政について直接関与する仕組みではありませんでしたが、この法律の改正により、町長と教育委員会で構成する総合教育会議の設置が義務化され、地方公共団体の基本方針の中で、教育行政について町長と教育委員会が協議や調整を行うこととされました。

この総合教育会議については、本町は年度当初に開催しており、教育行政全般の現状や課題に意見交換を行い、その年度の主要な教育行政の方針等を確認しているところです。

次に、就学援助、特別支援教育支援員、外国語指導助手、学力向上支援員などの児童、保護者への周知はできているのかとの御質問ですが、就学援助制度については、4月に全保護者に制度概要を記載したチラシと申請書を配付予定です。

特別支援教育支援員や学力向上支援員制度については、学校だより等を通じて保護者に周知しています。

また、外国語指導助手については、9月から2名体制とするところですので、その際に町広報紙にてお知らせをしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほど答弁の中で、大体1万5,117名、カードを取得された方が926名、そしてパーセントにして6.1%ということでございますけれども、これはかなり低いんじゃないかと思っておりますけれども、窓口に来た人の対応、そして、前やられたんですけども、広報等で見ますと、なかなか最初わかりづらかったんじゃないかなと思っております。

私も町の広報をずっとコピーしてまいりましたけれども、平成27年の9月からずっと段階的に載っております。これを見たら大体わかるわけですけども、やっぱりそのときはかなり個人情報が出たりするんじゃないかということで、いろいろあって少ないんじゃないかと思っております。

最近の取得される状況、この時期が多かったのか、この時期を外して、先ほど言われました、30年2月1日現在ですか、そういうことで、6.1%の、例えば、926名の方の状況をわかれば教えてもらいたいんですが。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

このマイナンバーカードを取得されている方の状況ですけれども、平成28年の1月から交付が開始されたわけでありまして、その28年の1月から3月までの間、27年度につきましては376人というふうに申請があつて取得をされております。次の28年度は442名、29年度に少し落ち着きまして、2月末で108名と、少し伸び悩んでおります。

大体こういった推移で、余り大きな伸びもなく推移していくのかなというふうな感じがしております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

私も先日窓口に行って、マイナンバーカードを聞いてみました。そこで、このパンフレットをやられたんですけれども、これが平成27年、出始めなときじゃないかなと思っております。28年の4月発行としてあつとですか。そういうことで、大体古くて、また第2弾をやったほうがいいんじゃないかと思っておりますけども、その点は考えはありませんか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

内容につきましては従来から変わっておりませんので、新たにつくって配布するということは考えておりません。

ただ、このマイナンバーカードの取得メリットが、面倒な行政手続が簡単になるとか、顔写真付きのカードでありますので身分証明書としても使えるということでもありますけれども、このマイナンバーカードがなくても通知カードさえ持っていらっしゃれば、いろんな行政手続においては事が足りるということで、余りマイナンバーカード取得についてメリットを感じられていない方が多いんじゃないかというふうな感じがしております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に行きますが、重複するかもわかりませんがよろしくお願ひしときます。

次の2番目のプライバシー等の大丈夫かちゅうことでも、全国の自治体でマイナンバーの裁判、体制強化をして、いろんな自治体で問題が起きたのが302自治体という事で新聞に載っ取りましたけども、波佐見町は全然そういうトラブルはなかったですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

現在はそういったトラブルはあっておりません。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

平成29年度が2,391万円、平成30年度が3,259万8,000円の予算が載っ取りました。

電算管理費、システムサポートやデータ入力ちゅうことでも、これはマイナンバーカードの安全性のプライバシー等を守る関係があるわけですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

30年度に上げております電算管理費の中のいわゆるセキュリティー関係の項目ですけども、ウエイトが大きいのはいわゆるLGWANとかそういったものの環境を整えてきましたんですが、そちらの関係のセキュリティーの部分のウエイトが大きいと思っております。幾分はマイナンバーカードのセキュリティーの部分もあるかと思えますけれども、かなりウエイトは低いんじゃないかと思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に、通知カードを受け取った方から、マイナンバーカードについてのお尋ねとかあったと思うんですけども、どんなお尋ねがあったか。窓口で。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

一番最初通知カードを皆さんに発送しておりますので、あとは、写真付きのマイナンバーカードの申請するのをどうやってやればいいのかというふうなお尋ねは結構頻繁にあっておりました。それは封書で送っています通知書に詳しく説明はしてあったんですけども、なかなかわかりづらい部分もあって、電話やあるいは窓口まで来られてお尋ねがあったりしておりますので、その際には詳しく申請の方法については説明をしております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

窓口に来られたり電話でお尋ねしたりされるわけですが、マイナンバーカード、そのときに窓口の方から「これは任意ですよ」と言われたわけです。そういうことですから6.1%ぐらいにおさまるとるんじゃないかなと思っておりますけども、窓口の対応は、打ち合わせ、いろいろ話聞かれたことありますか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

このマイナンバーカードにつきましては、これは確かに任意であります。マイナンバーカードを取得されるかしないかは、通知カードさえあれば、公的手続をする際、機関から求められて通知カードを見せさえすれば事が足りるということでございますので、あとはそれを身分証明書として使用したいと思う方がマイナンバーカードを申請して取得されたりとかいうことがありますけれども、これは必ず皆さんが持たなければならないというものではございません。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

マイナンバーカードは国が進めとる、要するに公平公正な社会の実現と国民の利便性の向上、そして三つ目、これが行政の効率化ということでございますので、私は「任意ですよ」と言うようなことを言いよったら、いつまでいっても進まんと思えますよ。できたらつくってくださいと言うのがほかの資料に載っております。こういうことがありますからぜひとか、例えば児童手当、いろいろこうしたときに便利です、そして窓口に来たときにはカード1枚でいいですよというようなことが、その辺を上手にせんとこれで終わってしまうんじゃないかと思っております。そういう考えはどうですか。つくらんでもいいんですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

将来的にはやはり持っておかれたほうが便利だろうとは思っております。

今、長崎市とか佐世保市とか大村市のほうでコンビニ交付制度を導入されたりしておりますけれども、その際こういったマイナンバーカードがあればコンビニ等で住民票等が取得できるというふうなことにもなりますので、現在、波佐見町ではまだそこまで計画はありません。

んが、将来的には他市町に合わせるような形でそういったことも導入していかなければなら
ないと思いますので、そういった際はやはり必要になってくるかと思っております。

できるだけ取得してくださいというふうなお声かけはさせていただきたいと思えます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次にいきます。

写真の掲載を裏側にするというので、私もまだ手続しておりません。

それで通知カードの控えを持ってきたんですけども、ここに写真ののりづけの欄がありま
す。これを見ますと大体縦が4.5センチ、横が3.5センチちゅうことを書いておりますけれど
も、この写真は町のいろいろなところで写したのでなければだめか、それとも自分のカメラ
で撮ってそれをプリンターでして、そしてのりづけして送ってもいいのか、この辺が町の何
とかかんとかって資料によればいろいろ書いてあるわけですよ。そこまでせんばいかんとか、
それとももう自分が撮って切り取って、枠にはまるごとしたことでもいいか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

それは町の中の写真屋さんで撮られるということもあるかと思えますけれども、自分が持
っておられるデジタルカメラとかスマートフォンで撮られた写真を張りつけて送られても構
いません。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に、平成27年10月5日以降に出生届を提出された方、住民登録がされますと通知カード
が届けられると思えますけれども、その後、何名か出生されてから、手続を、通知カードがい
くわけですよ。そしたら、その後にこのカードもされた人がおられるか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

28年の1月以降に出生された方につきましても、J-L I Sのほうにこちらのほうから報
告しまして、カードを作成してもらい送っております。通知カードにつきましてもはです。

あとは、マイナンバーカードはその子供さんについても取得されるかどうかでしょうけれ
ども、実際数は把握しておりませんが、中には申請に来られてる方もいらっしゃるかと

思います。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

子供さんは生まれたばかりはそう必要ないかもしれませんが、資料によりますと寝せて写す、白かシートみたいなやつをして写すと、写真を撮るには、いろいろそこまで書いてあるものですから、今から先はもうそういう必要ないですからそこまでは気にはしとらんのですけども、次にいきます。

マイナンバーカードの有効期限はあるかどうかですけども、二十未満の場合は発行から5回目の誕生日、それから20歳以上は発行から10回目の誕生日ですけども、この辺の説明あたりはできとるとでしょうかね。資料が載つとるのが町からのとは余りないわけです。一般で調べたらあると思いますけども、その点はどんなですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

有効期限につきましては、今、議員さんおっしゃるとおり、二十以上は10年、二十未満は5年というふうなことになっておりまして、こちら辺については各種パンフレットを作成がなされておりますので、機会を捉えて住民の方には配布をしておりますし、一番最初の通知カードの発送の中の文書の中にも記載されておりますので、皆さん御存じかというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

通知カードの取得して紛失、そこも調べてみたら、先ほど町長から答弁のあったとおり、資料を見たら書いておりました。しかし、私は住民の方がそこまでわからずかなと思っとつとですけども、紛失したらまず警察にかコールセンターとかいろいろ書いてありますけど、住民が御存じないですからまずは役場にお尋ねちゅうことで話をしていただけばいいんですけども、その辺は紛失した場合の住民の方がどこまで周知しておられるかなと思いますけども、課長どんなですかね。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

そこら辺についても、紛失された際は警察とかコールセンターのほうに連絡してください

ということは各種パンフレットには載せているところではございます。

そこら辺が住民の方にはよくおわかりでない方もいらっしゃるということではありますけれども、今後そういったことに関しても広報等通じながら、もし紛失された場合には役場でも結構ですからすぐに関係機関、役場とか警察が一番よろしいんですけれども、そういったところへすぐ連絡をしてもらうように周知していきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次にいきますけど、平成28年の分の確定申告からマイナンバーの記載が必要でありますということで、下にも広告チラシが張ってありました。

今回の確定申告で、通知カード、もしくはカードを持ってこずにトラブルは別になかったか、税務課長。

○議長（今井泰照君） 税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

税務署のほうから申告時にマイナンバーもしくは通知カード等確認をしてくれということと言われておりますけども、大体半分ぐらいの方が持ってきていらっしゃいます。なくても税の申告のほうはそのまま受け付けをしております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

そのときに、例えば役場の窓口で番号を教えてくださいっていったときには、これはお金が要るでしょ。手数料。住民課長。

例えば、役場の窓口に来たときに、このカードの番号がわからんということであれば、ああそうですかって教えてくれんわけでしょ。一応そこで手続をして手数料ばやらんないかんとしてしょ。その点どんなですかね。また帰って、要するに番号ば持ってくるか何かせろっちゅうことば言うんですかね。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

基本的には、役場に通知カードもしくはマイナンバーカードをお持ちじゃなければ、一度とりに帰っていただけませんかということで多分話はしてるかと思っておりますけれども、時間的な制約とかどうしても急に要るという場合には、住民票をとっていただければ住民票にも番

号は載ってますから、もしよろしければ住民票をとっていただけませんか、お願いという形で、そのときに住民票をとられる際にその手数料が取られるということでございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

今、住民票をとっていただければということでございましたけども、私も窓口でいただいております。本人確認の写真がついとらんばいかんて。前はそういうことはなかったんでしょ。個人情報か何か知りませんが、下に書いとります。

それで、私は言うんですけど、来たときに番号がわからんていうのなら、住民票をとってもらうと住民票の手数料が要るとでしようが。幾らですか。300円、400円。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

住民票の手数料は300円でございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

マイナンバーカードはこれくらいにして、次、教育施設についてお尋ねします。

先ほどオープンシステムについて大体全国的ということで、私も最初は位置の検討委員会というのに入ってござりまして、大体現在地につくるかそれとも小堤につくるかどうかという話のあつて、最終的には今の現在地に来たんですけども、その後にオープンシステム建設の委員会がされております。

これは、オープンシステムになったとき、今さら、もう二十何年たつとるもんですからいろいろ言いませんでしたけども、その当時の話は、教育長が先ほど言われたように、よそから来られた先生が一時迷うんじゃないか、そして、隣の部屋から聞こえるんじゃないかということやったんですが、その当時は、いや、そういうことはないですよというようなことでしたので、私はいつでも、行ったときには必ず見れば、声が「はいはい」って大きな声で言うときは隣まで聞こえます。

それで、今回はよかったですけども、経費もかなりいっとっちゃないかなと思うし、今度は3,300万の中で壁の部分がいくらか、扇風機の分が中央小は幾らですか。壁の分の金額、大体予定でわかりますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

予算の説明のとき私詳しく述べすぎましたが、改めて申し上げますと、おおむね壁の設置が2,800万程度、そして扇風機の設置が400万弱ということでございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

この質問をするときに、私も教育委員会に電話して、次長に、留守やったもんですから係の方と一緒に行きました。東小学校に。

ちょうど校長先生がいられて、あの幅を大体見てみますと、今、中央小は倍ですね。今、教室が二つあるような状況で、これが当時の教育長も言われたように、そういう全国的にオープンシステムがされるちゅうことでされたんですけども、今、かつて難しい冬の寒さですね。あれだけの広さの中に耐えきらんごた状況じゃないかなと思とつとですけども、そこで、教育長。

教育長は、中央小学校に平成14年の4月から18年の3月まで教頭先生として、そして26年から29年度まで校長としておられたんですけども、東小学校と南、中央との温度、これは掲示されとると思うんですけども、温度差はどのくらいあったか調べとりますか。当時。教育長がおられたとき。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

東小学校3年間、そして中央小学校に3年間、この6年間校長として勤めさせていただきました。それから先ほどお話があったように、平成14年度から17年度の4年間は教頭として中央小学校のほうに勤めておりましたが、各教室に温度計は入り口のところに設置してあるんですが、それを一つ一つ調べて何度かというのは確認はとっておりません。

ただ、中央小学校に勤めてるときに、冬は大変寒いなというふうなことで、温度計を見ることがあったんですが、1日10℃上がらないというふうなときがありました。

以上です。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

今度、普通教室の16教室に後づけタイプ、既製品設置といわれるように取り外しができるようにしておられます。これは、取り外しをするように、例えば、冬が終わったら取り外し

ということですか。取りつけタイプというのは。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教室の床と上の天井にボルト、アンカーで固定をしますので、基本的にそのまま据えつけの状況になります。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次にいきます。

学校教育の扇風機なんですけども、学校の教室、これは今度の工期が先ほど夏季、夏季ということは、今度夏休みが来て冬休みのときですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

夏休みのときです。（「夏休みの後」と呼ぶ者あり）期間中です。夏休みの期間中です。安全確保のために子供たちがちょうど夏休みで教室にいないときちゅうふうなことで夏休み期間中というふうにしております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

そしたら、今回間に合わんちゅうことですね。来年度ちゅうことでしょ。早めにするわけですか、夏休み。もう8月になって後から夏休みちゅうことであれば、もう要らんときにつけるってということですかね。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

先ほど言いましたように、子供たちの安全確保のためにやはり7月入ってからすぐ取りかかるようにしております。まだ9月、10月、子供たちが特に運動会の練習を東小学校、中央小学校やりますので、残暑厳しいときでもありますので、まだ効果はあると思います。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

ちょっと1件だけ、戻りますけども、ちょっと忘れておりました。

オープン教室の当時にはやったところが、大体、次長から資料をいただいておりますのをちょ

っと見よって、いろいろ私も当たるところがありまして、鹿島市の明倫小学校、そこと立花小学校がありますけども、現在オープン教室になつるところもあります。それで、一部してある御館山小学校、一部ありますし、そして取り外しをするようにしているところが桜丘小学校ちゅうところがあります。

そやけん、今はもうみんなオープン教室ちゅうのがそういう状況の中から時代の流れとしてあの当時はムード的なんでしたからうちもつくろうつくろうとされたと思いますけど、もうこういうふうにして壁をつくったり、例えば、取り外しを取りついたりということとされております。

そういう分で、今後は、私もあれは取り外すよりか固定したほうがどんなですかね。取り外した場合にどういうふうになるかなと思とるんですが。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

中央小学校の壁は今回固定式を今のところ検討しておりますので、今回設置したらよほどのことがない限りは取り外しはしないということで考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

扇風機に戻りますけども、そのときに、空調設備、冷房、この辺の検討もされましたか。ただ、扇風機ばつけんばばいねということで、各部屋の一つに4個ですか、そういうふうなことで今度予算に出しておられますけども、今から先は空調設備ですよ、よそは。佐世保市なんか25年からやっておりますよ、扇風機はね。よそ見してみれば、後でお話ししますが、教育長あたりは握っておられると思いますけども、検討されましたか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

堀池議員がお説の空調、エアコン設置については、県内では島原市と南島原市の一部が設置をされておりますが、これは雲仙の普賢岳の降灰対策で設置がされてるものでございまして、県下ではほかでは数校にとどまっております。

先般新聞報道がありましたとおり、大村市の教育委員会が中学校に設置をするということも報道を受けましたので、当然予算編成の時期でございましたので、私どももエアコンの設置については頭をよぎりました。

一方で、大変暑いという要望もございますので、まずは扇風機をつけて、そしてこのエアコンの設置については研究をしたいと思います。

これは、各学校が空調をそもそもつける前提で天井等が設計されておきませんので、その辺を踏まえて、今後調査等が必要という認識です。今後それらを踏まえて研究していきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

もう次長もはっきり御存じと思いますが、大体全国でも長崎は7.2%、これが26年度です。これから少し進んで、3月3日の新聞等によりますと大体8.6%に上がります。その中で島原市が先ほど言われたように100%、それと南島原市が100%、波佐見が5.4%ということで、これは小学校ですから大体部屋は分かりますけども、そういうふうで大村市もやっつるちゅうようなことも書いてある。

なぜかといいますと、やっぱり熱中症があつて、中学校に今度は進学するときに勉強が集中してできないというようなことですので、今後そういうふうな形を考えますか。中学校のほうからまずしていくちゅうようなこと。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

長崎県下の教育委員会の対応については、高学年のほうから設置をしていこうという流れがございます。したがいまして、高校が既にほぼ設置が進んでおりまして、今、中学校の設置について、教育委員会の対応が進んでるという状況でございますので、そういった流れでなると本町についてはまず中学校からということも考えられますが、現時点ではまだ全くそのような方針も出しておりません。構造的にまずエアコンがつけられるかどうか、その辺をまず研究をしたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

佐世保市の一保護者から出るのが、市長そして教育委員の総務のほうの答弁が出ておりますけど、ここに書いてありますように、熱中症にかかる人が多い、それでもう子供をやりたくない、体育館に行ってもぬくくて倒れた人もおるちゅうような一個人の保護者の方がやったのをこういうふうにして取り上げられ、そして回答をされております。

福岡県は本年度から全小学校へ冷房が設置される。それに武雄もそうですけども、この前資料を見とったら、嬉野市も全部100%ですよ。そういうようなことから、今、大体空調設備になってきよるんですけども、その点は今後考えるべきじゃないかなと思っております。費用も要れば光熱費も要るちゅうことは書いとります。それが一番ネックやろと思とつてですけども、今後の考え方はどんなか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

長崎県下の対応については、議員さんお説のとおり、若干おくれがございます。福岡、佐賀県はかなりの割合で空調機の設置、エアコンの設置が進んどります。

私どもも子供の教育環境を適正といいますか、よりよい方向に持っていきたいという気持ちがありますが、財源が伴うものでもございますし、まだ構造的にその辺の対応を研究を始めたばかりでございますので、県下の他の教育委員会の対応も情報交換をしながらこの辺は研究をさせていただければという思いでございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

扇風機は全額自主財源ですかね。そして、エアコンは、もう御存じかと思えますけども、下限が400万、上限が2億円ちゅうことでございますので、これは国の政策が3年に1回変わるちゅうことでございますので、変わるときによく注意していただいとってもらいたいと思えますし、そして、もう一つ、扇風機を4台つけたときに、私思ったのは、答案用紙とか何とかが吹き飛ぶ可能性はどんなですかね。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

補助金制度については、議員が御説明したとおりの内容で私どもも把握をしております。

何分文科省の補助金は割れる年が多くございまして、なかなかそのタイミングは慎重を期さなければいけないだろうと思っております。

次の、扇風機で答案用紙等が飛ぶかということでございますが、ほかの学校の話を知ると、そんなことは余り聞いてありませんので、その辺は風量を調整する機能もございまして、適正に運用していきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほどの、施政方針の中に私も二つ上げておりました。

ここに特別支援教育支援員ちゅうのが説明がございました。そういうことで一、二点お尋ねしますけども、制度周知を進める家庭における学習環境の充実を推し進めるということは、家庭まで踏み込んだちゅうことですか、それとももう家庭でわからんけんが学校で教えるちゅうことですかね。家庭環境を。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

学力向上とか学習支援とかそういったことについては学校だけではなく家庭の協力も大変必要になってきとります。あと、地域の皆さんのいろんな御協力を得ながら学校と家庭と地域と一緒にってから子供たちの学習支援というふうな形で考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

もう一つ、一度も外国語の授業をしない先生が、英語を苦手とする、そういう先生はハードルが高いんじゃないかと思えますけども、そういうことから、ここに書いてありますように、補助員をつけるようにしとるわけですかね。外国語の指導助手の増員ということは、先生を補佐することですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

A L Tの学習への参加についてなんですが、A L Tはあくまでも補助的な立場で行います。授業は担任が中心として行いますので、その補助的な立場でA L Tのほうは行うようにしております。

○議長（今井泰照君）

以上で、12番 堀池主男議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。

明日も一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後4時14分 散会